

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 専攻の名称及び学位の名称	10
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	12
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	18
5. 基礎となる学部等との関係	23
6. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	24
7. 入学者選抜の概要	27
8. 教員組織の編成の考え方及び特色	31
9. 施設、設備等の整備計画	33
10. 管理運営	35
11. 自己点検・評価	37
12. 情報の公表	39
13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	41

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 設置の背景と理由・必要性

(1) 設置の背景

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0) を経た人類は 17 世紀に科学を生み出し、18 世紀に産業革命を起こして工業社会 (Society 3.0) を築いた。20 世紀に入ると科学技術が爆発的に発展して我々の暮らしは以前とは比較にならないほど豊かになり、1960 年代には電子計算機が登場して産業界で重要な働きを持つようになった。1990 年代にはインターネットが普及して情報社会 (Society 4.0) が到来し、SNS の普及やプラットフォームと呼ばれる IT 関連の巨大企業の登場によって我々の日常生活が大きく変わった。我が国は 20 世紀後半に科学技術を大きく発展させ、鉄鋼、造船、自動車、半導体等の産業において世界を主導する地位を築いて、GDP がアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済大国となった。21 世紀に入ると社会構造や価値観が大きく変化し、ものづくりは多様化、複雑化した。健康、医療、福祉が重視され、地球環境への配慮などが強く叫ばれるようになり、2015 年には国連において持続可能な開発目標 (SDGs) として 17 の世界的目標と 169 の達成基準が示された。一方で、中国や韓国、台湾、インド等が急速に科学技術力を身につけ、我が国は次第に国際的な競争力を失い GDP は世界第 3 位に後退した。

このような世界の変化に対応して我が国は、非連続的なイノベーションを生み出して大変革時代を先導し、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」(Society 5.0) を世界に先駆けて実現するため、2016 年に第 5 期科学技術基本計画を策定して、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステム (CPS) の研究開発の強化を目指す取組を開始した。また、2020 年には、温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロとする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言した。しかし、このような取り組みにも関わらず、我が国の産業や経済は依然として厳しい状況に置かれている。産業界や官公庁のデジタル化の取り組みは他国と比べて大きく遅れており、そのことが 2019 年に発生した COVID-19 感染症への対策においても感染拡大の防止や経済活動の回復を阻害する大きな要因となった。エネルギー構造の変革の取り組みや、近年、特に重要性が増している人工知能やデータサイエンスにおける研究開発や人材育成においても、我が国は十分な成果を挙げていない。

もちろん、現在でも我が国には、素材や部品など国際的に極めて高い競争力を保つ科学技術の領域は少なくなく、そのような領域をさらに発展させていくことは我が国の国際的な競争力を維持する上で重要である。しかし、ますます激化する国際競争の下で、我が国が次世代を開拓する科学技術において主導的な役割を果たし、世界的な広がりを見せる種々の問題の解決に貢献していくためには、個々の研究領域において優れた成果を上げるだけでなく、工学、自然科学、数学、さらには社会科学や人文科学などを含む広範な学問

分野にまたがる新興領域や融合領域において、旧来の課題解決型の研究開発を超えた価値創造に貢献する人材の養成と新技術の創出を確実に実行していく必要がある。

(2) これまでの神戸大学の取組

本学は1958年に工学部計測工学科を、1964年に大学院工学研究科計測工学専攻（修士課程）を設置し、1972年に我が国で初めてとなる工学部システム工学科を、1976年に工学研究科システム工学専攻（修士課程）を設置した。また、これら二つの大学院修士課程の専攻に対応する博士後期課程として、1981年に大学院自然科学研究科システム科学専攻を、1988年に自然科学研究科知能科学専攻を設置した。計測工学は物理的世界に内在する情報の基礎と応用に関わる教育研究分野、システム工学は機械システムや電気・電子システム、情報・ネットワークシステムなどに共通したシステム全般に関わる概念や課題を論理的・科学的・実践的に取り扱う教育研究分野であり、これらの学科・専攻でなされた教育研究はまさに Society5.0 や CPS に関する先駆的な取り組みであると考えられる。さらに、1992年に工学部の二学科と大学院工学研究科修士課程の二専攻を発展的に統合し、計測工学・システム工学・応用数学を包括する教育研究組織として、工学部情報知能工学科及び工学研究科情報知能工学専攻（修士課程）を設置した。その後、大学院の教育課程は何度か改組されているが、2007年に、情報を媒体として既存の諸工学分野を統融合し次世代の知能化技術や知能システムを創出するための教育研究に取り組むことを目的として、前期課程から後期課程まで一貫した、大学院工学研究科情報知能学専攻を設置した。

このような経緯のもと本学は、情報やシステムに関する数多くの顕著な研究実績を挙げ、多数の優秀な研究者や卒業生を輩出してきた。また、この間、他大学と連携しながら情報関連の教育研究を積極的に推進してきた。2006年度に開始された文部科学省による「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」の一環として、関西圏の8大学（大阪大学、大阪工業大学、京都大学、高知工科大学、奈良先端科学技術大学院大学、兵庫県立大学、立命館大学、和歌山大学）の情報系研究科及び民間ソフトウェア企業4社と連携して、高度な技術力を持つ世界最高水準のソフトウェア技術者養成のための教育プログラムを展開した。さらに、2007年度には文部科学省による「大学院教育改革支援プログラム」に本学を基幹校とする「大学連合による計算科学の最先端人材育成」が採択され、九州大学、愛媛大学及び金沢大学と共同で、計算科学分野における幅広い知識を修得可能とする集中的な計算シミュレーション教育を実施した。

さて、2006年に閣議決定された第3期科学技術基本計画では、技術や産業の姿を一変させる強力な新しい科学の方法論になると考えられていた次世代スーパーコンピューティング技術が、国家的な大規模プロジェクトとして長期戦略をもって集中的に投資すべき基幹技術（国家基幹技術）とされた。情報知能学においても、次世代スーパーコンピューティング技術を活用して既存のモデリング技術やアルゴリズム技術を計算的側面から拡充し対

象領域を広げることで、自然や社会をも含めたシステムに内在する「システム情報」を対象とする新たな学問領域が創出されることが期待された。

しかしながら、工学研究科に所属する一組織であるために分野横断型の研究推進体制の構築が困難であること、並びに、工学以外の領域に関わる新規分野が欠如していることなどにより、情報知能学専攻では次世代スーパーコンピューティング技術の活用による学問領域の拡大や創出は困難であった。そこで、2010年に大学院工学研究科情報知能学専攻を再編し、さらに諸科学との融合領域を担当する講座を新規に配置して、主にシステムの解析・統合といったモデリング的側面を担うシステム科学専攻、システム情報の創出・処理・利用といったアルゴリズム的側面を担う情報科学専攻、高性能計算技術の基礎と応用といった計算的側面を担う計算科学専攻を三本柱とし、新興領域・融合領域における新たな学問領域の創出、技術革命の推進、高度な人材の養成を担う中核的教育研究拠点を目指して、大学院システム情報学研究科を設置した。

その後、2013年に、文部科学省によって提示された国立大学改革プランにおける大学の機能強化に大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出が掲げられたことなどを受け、2016年にイノベーションを起こす最先端研究者の育成を目的として大学院科学技術イノベーション研究科博士前期課程を、2018年には同研究科博士後期課程を設置し、システム情報学研究科から関連分野の教員が異動となった。また、2017年にデータ駆動型社会を牽引するイノベーション創出型人材の輩出を目的として数理・データサイエンスセンターを、2020年には社会科学、人文科学、工学、自然科学等を包含する価値創造に関する教育研究組織としてバリュースクールを設置し、システム情報学研究科からも関連分野の教員が参画している。現在、システム情報学研究科はこうした神戸大学の研究科やセンター等と協力・連携しながら教育研究を推進している。

(3) システム情報学専攻設置の理由・必要性

システム情報学研究科は、高速・大容量計算技術に基づいて、自然科学から工学、社会科学までの広範な領域に現れる、宇宙、地球、人間、生体、人工物といった大規模で複雑なシステムに内在する情報の創出・処理・利用などに寄与することを目的として、(1) システムの解析や統合のための基礎理論・方法論並びにシステムズ・アプローチによる問題解決の方法論を展開することにより、大規模・複雑なシステムに対する解析・統合の基礎を供する「システム科学」分野、(2) 情報と計算の理論的基礎並びに情報処理や情報メディアの基礎から応用に関する新しい技術や方法論を開拓することにより、システム情報の創出・処理・利用に寄与する「情報科学」分野、そして、(3) 次世代スーパーコンピュータの活用を視野に入れた高性能計算の基盤技術及び計算アプローチによる科学技術探求の方法論の展開を図る「計算科学」分野という三つの教育研究分野を柱にした、「システム情報」を対象とした理論・方法論に関する教育研究を強力に推進してきた。

科学技術の目的が研究開発のみから社会的価値を生み出すことを含むものに変化する中で、2020年に科学技術基本法が25年ぶりに改正され、人文・社会科学を科学技術の領域内に位置付け、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する総合知の創出と活用を重視する科学技術・イノベーション基本法が制定された。この法改正を受けて、2021年に開始された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、Society 5.0の実現のため、(1)サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革、(2)新たな社会を設計し価値創造の源泉となる「知」の創造、そして(3)新たな社会を支える人材の育成の三点が重点的に取り組む項目として掲げられた。これらの考え方はシステム情報学研究科の理念に重なり、その重要性が社会に広く共有されたものであると考えられる。

さて、システム情報学研究科が、柱となる三つの教育研究分野に対応する三つの専攻を設けたのは、明確な方向性を打ち出すことで萌芽的な教育研究分野を自立的に成長させるためであった。実際、研究科設立後10年以上が過ぎて、三つの教育研究分野は大きく成長した。しかし、新興領域・融合領域における新たな学問領域の創出という研究科の理念を実現するためには、三つの教育研究分野が構築した価値観と問題意識を独立に発展させるのではなく、それらを融合し、「システム情報」を対象とした学問領域としてのシステム情報学の学理を確立させて、更なる飛躍を生み出す必要がある。また、教育に関しても、三つの教育研究分野の区別は現在では曖昧になっており、さらに効果的な教育の実現のためには、包括的な教育の体系と環境の整備が必要である。

三つの専攻が有していた機能を損なうことなく、急激に変化し、多様化・複雑化するシステム情報学への社会からの要請に応え、さらなるシステム情報学の発展を導くためには、専門領域が専攻によって木構造に分類されている現在の階層型組織を変革し、三つの教育研究分野を一体化させたシステム情報学専攻を新たに設置し、時代の要請や研究者・学生の関心・問題意識・価値観に応じて複数の専門領域が自由に繋がることで、分野と世代の垣根を超えた共創と協働を生み出し、さらに、その繋がり方を迅速かつ柔軟に変化させることが可能な、ネットワーク型の教育研究体制を構築・整備する必要がある。

1-2 人材養成像・修了後の進路と人材需要の見通し

(1) 人材養成像

システム情報学は大規模で複雑なシステムの設計や制御に関わる理論と方法論、サイバー空間とフィジカル空間の融合した世界を構築する情報通信関連技術、価値ある情報の創出・表現・収集・蓄積・伝達・処理・利用に関する基礎理論であるデータサイエンスと人工知能、科学技術の新しい方法論としての高性能計算を用いる計算科学、それらの共通基盤である数理科学を基礎とし、その上で、機械システムや電気・電子システム、情報・ネットワークシステム、社会システム、医療システム、環境システムなど、数多くの分野が

複雑に関係する話題についての、現代の社会が抱える重要な課題の解決や価値創造への貢献を目指すものである。

このシステム情報学においては、最先端技術やそれを問題解決のために使いこなす能力を備えた高度技術者の養成だけでなく、広い知見に基づく先見性、課題を自ら発見・設定する能力、積極性のある実行力、さらに、分野を先導し、後進を育成する指導力など、一層高度な研究推進能力を有し、新領域を切り開きイノベーションにつながるような新しい理論・方法論を構築する人材の育成が重要である。

博士課程前期課程では、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性に加え、システム情報学における深い学識とそれを基盤とした高度な専門的能力、多様な価値観を理解し尊重できる複眼的な思考力、それらを課題解決や価値創造につなげる高度な研究能力を有する高度専門職業人を養成することを目的としている。

また、博士課程後期課程では、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性に加え、プロジェクトを運営し後進を育成するリーダーシップ、システム情報学における幅広く深い学識を基盤とした卓越した専門的能力、多様な価値観を理解し尊重できる卓越した想像力と自ら課題を設定できる着想力、それらを課題解決や価値創造に活用できる卓越した研究能力を有する研究者や高等教育機関の教員、高度専門職業人を養成することを目的としている。

なお、これらの人材養成像と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の関係は【資料1】に示す通り。

(2) 修了後の進路と人材需要の見通し

システム情報学研究科において修士の学位を取得した学生は、システム情報学の共通の基礎を理解した上で専門領域の知識と技術を身につけ、特に新興領域・融合領域での問題解決に肝要となる複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人となり、製造業の研究開発部門、金融や商社等の企業や官公庁の情報関連部門、中等教育における教職等に就くこと、及び、博士課程後期課程に進学し引き続き研究を行うことが想定される。こうした人材はいわゆる高度 IT 人材を含み、分野を問わず社会からの需要は極めて高い。

システム情報学研究科において博士の学位を取得した学生は、博士課程前期課程の学修内容を更に深化・発展させ、自ら問題を設定・探求・解決できる高度な課題探求能力と、新たな知識・価値の創出に寄与する豊かな創造性と国際感覚を有する研究者・高等教育研究機関の教員・高度専門職業人等となり、企業および大学、官公庁の研究部門に就くことが想定される。こうした人材は企業や社会、国家の将来像を設計する重要な役割を果たすことが期待され、そのような人材に対する需要は極めて高い。

1-3 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 博士課程前期課程

神戸大学大学院システム情報学研究科は、神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、以下に示した方針に従って修士の学位を授与する。

学位：修士（システム情報学）

1. 本研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、修士論文に係る審査に合格すること。
2. 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - I. システム情報学における深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - II. システム情報学における高度な専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - III. システム情報学における高度な研究能力

学位：修士（工学）

1. 本研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、修士論文に係る審査に合格すること。
2. 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - I. システム情報学における深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - II. システム情報学における高度な専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - III. 工学における高度な研究能力

(2) 博士課程後期課程

神戸大学大学院システム情報学研究科は、神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位：博士（システム情報学）

1. 本研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。

2. 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - I. システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - II. システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - III. システム情報学における卓越した研究能力

学位：博士（工学）

1. 本研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
2. 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - I. システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - II. システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - III. 工学における卓越した研究能力

学位：博士（計算科学）

1. 本研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
2. 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - I. システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - II. システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - III. 計算科学における卓越した研究能力

学位：博士（学術）

1. 本研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
2. 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。

- I. システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
- II. システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
- III. 学際的な視点のもとでの卓越した研究能力

1-4 中心的な学問分野

システム科学、システム工学、情報科学、情報工学、計算科学、計算工学

2. 専攻の名称及び学位の名称

2-1 専攻の名称

専攻の名称およびその英訳名称を以下の通りとする。

システム情報学専攻 / Department of System Informatics

本改組は、固定化階層化されていた従来の専攻区分を撤廃し、複数の専門分野を連携することにより、総合的にシステム情報学を追究することを狙いとするものであり、専攻名称を研究科名称「システム情報学研究科 / Graduate School of System Informatics」に整合させたものとしている。

2-2 学位の名称

システム情報学研究科システム情報学専攻の各課程において授与する学位に付記する専攻分野の名称およびその英訳名称を以下の通りとする。

・博士課程前期課程

修士（システム情報学） / Master of System Informatics

修士（工学） / Master of Engineering

・博士課程後期課程

博士（システム情報学） / Doctor of Philosophy in System Informatics

博士（工学） / Doctor of Philosophy in Engineering

博士（計算科学） / Doctor of Philosophy in Computational Science

博士（学術） / Doctor of Philosophy

博士課程前期課程、博士課程後期課程のそれぞれにおいて、所定の課程修了要件を満たした者に対して、上記のいずれかの学位を授与する。授与する学位に付記する専攻分野の名称は、修了予定者が修士論文あるいは博士論文としてまとめた研究内容に応じて決定する。

前期課程においては、システム情報学に関する幅広い知識を有し、課題発見・解決能力を持つシステム情報学エキスパートを養成することを目的としている。システム情報学の対象は、必ずしも人工物に限定されず、自然から人間や社会までの幅広い「システム」に関わるものである。そこで、これら広範なシステムに内在する意味や価値である「システ

ム情報」に関する研究内容を修士論文にまとめて修了する学生には「修士（システム情報学）」を授与する。

一方で、前期課程に入学する一部の学生は、学部教育において工学的素養を修得しており、これをもとに主に人工物を対象として、システム情報学的視点からのアプローチと問題解決能力を身につけさせる。このように、工学的背景のもとで特に人工物を取り上げた研究内容を中心においた修士論文を執筆した学生には「修士（工学）」の学位を授与する。

後期課程においても同様に、広範なシステムを対象に「システム情報」に関わる研究内容を博士論文にまとめた学生には「博士（システム情報学）」を授与するものとし、人工物を対象とした工学的観点に基づく研究内容を取り扱った博士論文を執筆した学生には「博士（工学）」の学位を授与することを基本とする。但し、自然界を主な対象として、システム情報学的アプローチにより、真理の追究を目指す研究内容について博士論文を執筆した者には「博士（計算科学）」を授与する。さらに、システム情報学と他の学問分野にまたがる学際的な内容の博士論文を執筆して修了する学生には「博士（学術）」を授与する。

課程が進むに従い、学位に付記する専攻分野の名称が細分化される理由は、研究の深化に伴い、より専門性が高くなり、明確に位置づけられるためである。なお、これらの学位の名称については、研究科の現行の各専攻において授与している学位の名称と同一である。

学位に付記する専攻分野の名称は、前期課程の学生については、指導教員が当該学生と協議の上、特定研究の内容に基づいて学位審査前に提案し、学位論文審査委員会による審議を経て、研究科教授会にて決定する。後期課程の学生については、学位論文審査委員会が博士論文の内容に基づき審議した上で、審査結果の報告時に提案し、研究科教授会にて決定する。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

3-1 教育課程の編成の考え方

システム情報学研究科では、幅広く高度な知識・能力の修得が可能な体系的な教育を展開するとともに、システム情報学分野における高度技術者・研究者の養成が可能な教育を実現するために、複数の専門分野を柔軟かつ機動的・先見的に連携するネットワーク型の教育研究体制を新たに構築し、そのフレームワークの中で前期課程学生と後期課程学生が共創協働的に連携できる特色ある充実した教育プログラムを構成する。【資料2】

(1) 博士課程前期課程

システム情報学分野の幅広い知識及び学際的視点を有する創造性豊かな高度専門職業人を養成する。このため、基盤科目、専門科目並びに展開科目による専門性の高い教育を行うとともに、柔軟性・機動性・先見性を備えた教育フレームワークであるC³（シーキューブ）ユニットを新たに導入し、ユニット科目を通してP²BL（Project/Problem Based Learning）によるシステム情報学エキスパート養成教育を行う。これに修士論文を目指した特定研究を組み合わせることによって、豊かな創造性と問題解決能力の養成に努める。

(2) 博士課程後期課程

自ら問題を設定・探求・解決できる高度な課題探求能力、豊かな創造性と国際感覚を有する研究者・高等教育研究機関の教員・高度専門職業人等を養成するための教育研究を行う。このため、前期課程同様にC³ユニットを導入し、ユニット科目を通して前期課程学生と異世代共創協働するP²BLによりリーダーシップ養成教育を行う。これに博士論文を目指した研究指導を行う特定研究を組み合わせ、高度な専門性ととも広範な視野とリーダーシップを身につけた人材を養成する。

3-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

神戸大学では、全学のカリキュラム・ポリシーとして、本学の「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、大学院課程においては国際的に通用する深い学識、高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性において優れた人材を養成するため、それぞれの研究科・専攻の教育目標にあわせたカリキュラムを編成することを掲げている。

この全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、システム情報学研究科は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

(1) 博士課程前期課程

学位：修士（システム情報学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を学生に身につけさせるため、C³ ユニット科目を開設する。
2. 深い学識を涵養し、専門的能力を育成するため、以下の科目を開設する。
 - I. システム情報学における深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組むことができるよう基盤科目を開設する。
 - II. システム情報学における高度な専門的能力と複眼的な思考力を育成するため、専門科目、展開科目を開設する。
 - III. システム情報学における高度な研究能力を育成するため、特定研究を開設する。

学位：修士（工学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を学生に身につけさせるため、C³ ユニット科目を開設する。
2. 深い学識を涵養し、専門的能力を育成するため、以下の科目を開設する。
 - I. システム情報学における深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組むことができるよう基盤科目を開設する。
 - II. システム情報学における高度な専門的能力と複眼的な思考力を育成するため、専門科目、展開科目を開設する。
 - III. 工学における高度な研究能力を育成するため、特定研究を開設する。

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせて行う。

学修成果の評価は、学修目標に即して多面的、包括的な方法で行う。

(2) 博士課程後期課程

学位：博士（システム情報学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」「リーダーシップ」を学生に身につけさせるため、C³ ユニット科目を開設する。
2. システム情報学における卓越した専門的能力と想像力、着想力、研究能力を育成するため、特定研究を開設する。

学位：博士（工学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」「リーダーシップ」を学生に身につけさせるため、C³ ユニット科目を開設する。
2. 工学における卓越した専門的能力と想像力、着想力、研究能力を育成するため、特定研究を開設する。

学位：博士（計算科学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」「リーダーシップ」を学生に身につけさせるため、C³ ユニット科目を開設する。
2. 計算科学における卓越した専門的能力と想像力、着想力、研究能力を育成するため、特定研究を開設する。

学位：博士（学術）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」「リーダーシップ」を学生に身につけさせるため、C³ ユニット科目を開設する。
2. 学際的な観点のもとでの卓越した専門的能力と想像力、着想力、研究能力を育成するため、特定研究を開設する。

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせて行う。

学修成果の評価は、学修目標に即して多面的、包括的な方法で行う。

3-3 教育の特色：C³ユニットの配置

本研究科では、社会の要請に応えシステム情報学を発展させるため、従来の階層型組織に代えて、複数の専門による共創（Co-Creation）と協働（Collaboration）を実現することをねらったネットワーク型の教育研究体制である C³ ユニットの構築する【資料 3】。C³ ユニットの、柔軟性・機動性・先見性を備えた教育研究フレームワークであり、複数の専門分野を連携した動的な複数のユニットから編成される。この C³ ユニットにより社会環境・ニーズの変化に対して適応的・即応的に対応した教育を実施することができる。

C³ ユニットの、前期課程・後期課程に共通したフレームワークであり、それぞれに C³ ユニット科目を配置し、P²BL による教育を行う。前期課程の C³ ユニット科目では、即戦力となる技術・技法と課題発見・解決能力を持つシステム情報学エキスパートを養成するために、多様性を持つ学生数名から構成される Project/Problem チームを設定し、学生の自主的な発想と問題設定のもと P²BL 教育を行う。これにより、システム情報学に必要な技術・技法や課題発見・解決力、論理的思考力、規範的判断力を修得させる。一方、後期課程の

C³ユニット科目では、将来、リーダーとして学界や産業界のシステム情報学プロジェクトを牽引できるプロフェッショナルを養成することを目的とし、前期課程学生との異世代共創協働型 P²BL を実施しつつ、研究成果公開を目指す最先端の実践的・共創的な研究の推進、国際的な場での研究発表トレーニングを通して、未来社会の構想・設計力、ビジョン提示力、およびプロジェクト推進のための求心力とリーダーシップを修得する。

複数の教員が 1 つの C³ユニットに関わり、ユニット内の Project/Problem チームを担当するとともに、1 人の教員が自身の専門分野に応じて、1 つ以上のユニットに対してコミットする。前期課程学生はいずれかの C³ユニットのいずれかの Project/Problem チームに携わり C³ユニット科目を受講する。また、後期課程学生は、1 つ以上の Project/Problem チームに携わり、前期課程学生を含めた異世代異分野混成チームの PI (Principal Investigator) として C³ユニット科目を受講する。

また、C³ユニットは、学内外からの研究機関の協力も得て、各ユニット内の Project/Problem チームと共創協働による教育研究を充実させる。

3-4 科目編成に関する基本的な考え方

(1) 博士課程前期課程

システム情報学分野を構成する幅広く学際的な知識を身につけるとともに、複眼的視野を有する高度専門職業人などの養成を教育目標とする。システム情報学分野を対象に、専門性を高める専門教育と、研究科横断的な複合領域教育をバランスよく修得できるようなカリキュラムを用意する。

授業科目は、基盤科目、専門科目、C³ユニット科目、展開科目及び特定研究より構成し、体系的な教育を実践する。

① 基盤科目

主として 1 年次において履修する基盤科目は、システム情報学の根幹をなす概念や理論、システム情報学的視座のもとでの社会的課題解決や価値創造の考え方や方法を体系的に修得することを目指す「システム情報学概論 1、2」の 2 科目 (4 単位) を履修する。

② 専門科目

主として 1 年次において履修する専門科目は、社会的課題解決や価値創造のために必要な様々なシステム情報技術学に関わる理論や技術・技法について各教育研究分野における主要な内容を中心に講述する。合計 44 科目 (88 単位) を選択科目として準備する。

③ C³ユニット科目

1年次と2年次において履修するC³ユニット科目では、即戦力となる技術・技法と課題発見・解決能力を持つシステム情報学エキスパートを養成するために、多様性を持つ学生数名から構成されるProject/Problemチームを設定し、学生の自主的な発想と問題設定のもとP²BL教育を行う。これにより、ビッグデータ処理、機械学習、IoT、シミュレーション、レジリエンス/セキュリティ技術、高性能計算法、センシング技術、システム制御などのシステム情報学に必要な技術・技法の修得、及び課題発見・解決力、論理的思考力、規範的判断力を修得させる。「システム情報学講究」と「システム情報学実践」の2科目（8単位）を履修する。

④ 展開科目

主として1年次において履修する展開科目は、システム情報学における複眼的発想力と学際的視点の涵養を目的としたものである。学外の連携講座が提供する連携講座科目を中心に7科目（14単位）を選択科目として準備する。

⑤ 特定研究

「特定研究1」では、基盤科目、専門科目、異世代共創協働型P²BLベースのC³ユニット科目及び展開科目の履修を通して培われた、システム情報学に関する課題発見・解決力、理論的思考力、及び規範的判断力を元に、サイバーとフィジカルの融合による新しい価値の創出、総合知の活用による課題解決を目指した具体的な研究テーマを設定し、修士論文作成のために必要な資料調査、解析、検討、評価を行う。「特定研究2」では、「特定研究1」において各自が取り組んでいる修士論文を完成させる。「特定研究1」「特定研究2」はそれぞれ6単位とする。

(2) 博士課程後期課程

システム情報学分野において、自ら問題を設定・探求・解決できる高度な課題探求能力、豊かな創造性と国際感覚を有する研究者や高等教育研究機関の教員、高度専門職業人等の養成を教育目標とする。後期課程の授業科目は、C³ユニット科目及び特定研究を設定するとともに、上記の目標を実践するために、厳格なコースワークを設定し、研究内容に関する経過発表を義務付ける。

① C³ユニット科目

主として1年次と2年次において履修するC³ユニット科目では、将来、リーダーとして学界や産業界のシステム情報学プロジェクトを牽引できるプロフェッショナルを養成することを目的とし、前期課程学生との異世代共創協働型P²BLを実施しつつ、研究成果

公開を目指す最先端の実践的・共創的な研究の推進、国際的な場での研究発表トレーニングを通して、未来社会の構想・設計力、ビジョン提示力、およびプロジェクト推進のための求心力とリーダーシップを修得する。「システム情報学総合講究」と「システム情報学総合実践」の2科目(4単位)を履修する。

② 特定研究

異世代共創協働型P²BLベースのC³ユニット科目の履修を通して培われた、システム情報学に関する未来社会の構想・設計力、ビジョン提示力、プロジェクト推進のための求心力とリーダーシップを元に、サイバーとフィジカルの融合による新しい価値の創出、総合知の活用による課題解決を目指した具体的な研究テーマを設定し、博士論文作成のために必要な資料調査、解析、検討、評価を行い、各自が取り組んでいる博士論文を完成させる。「特定研究」は6単位とする。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

4-1 教育方法

(1) 博士課程前期課程

システム情報学研究科の教育の特色は、C³ユニットを中心とした教育体制のもと、前期課程と後期課程それぞれの学生がチームを組み、P²BL ベースの異世代共創協働を行う点にある。ユニットは社会ニーズを睨み柔軟に複数編成され、複数の教員が1つのC³ユニット（概ね、教授が4～7名、准教授・講師が2～7名、助教が1、2名）に関わり、ユニット内の複数のProject/Problem(P²)チームを担当するとともに、1人の教員が自身の専門分野に応じて、1つ以上のユニットに対してコミットする。【資料 4】前期課程学生は、いずれかのユニット内の1つのP²に参加する。C³ユニット科目の「システム情報学講究」では、各ユニットのテーマのもとで設定された未来社会・将来像イメージから、論文講読、フィールド調査などを通して、解決すべき課題の発見・抽出、具体化を実践させる。その後、「システム情報学講究」で抽出・設定された課題の解決に向け、「システム情報学実践」において、技術的背景・技術シーズを踏まえて、課題解決の技術・技法を試案させるとともに、実行可能性等を検討させる。

(2) 博士課程後期課程

C³ユニット科目の「システム情報学総合講究」では、各ユニットで設定されたテーマにおける社会的背景・社会ニーズから、未来社会・将来像をイメージさせ、全体システムを構想させる。また、必要な技術・技法群の抽出を通して、前期課程のC³ユニット科目である「システム情報学講究」における前期課程学生を適宜リードさせる。また、「システム情報学総合実践」において、前期課程の「システム情報学実践」とも連携しながら、全体システムのプロトタイピングを行わせ、価値創出といった観点も交えて、妥当性・有効性を評価させる。後期課程1年次の学生は、1つ以上のP²にコミットし、異世代共創協働を通してプロジェクト推進のための求心力とリーダーシップを修得する。

4-2 履修指導の方法

(1) 博士課程前期課程

入学時に履修ガイダンスを行い、科目編成に関する基本的な考え方、科目群の構成などについて説明し、修了のための要件などについて周知する。授業科目の履修に関しては、C³ユニット科目、及び多数用意された専門科目の中から適切な科目を選択するため、当該学生のバックグラウンドと特定研究の研究内容を考慮した上で、指導教員が適切なアドバイ

スを行う。また、全ての入学者を対象として、取得可能な学位（システム情報学、工学）について説明を行う。

(2) 博士課程後期課程

入学時に履修ガイダンスを行い、科目編成に関する基本的な考え方、科目群の構成などについて説明し、修了のための要件などについて周知する。特に、修士（システム情報学）の学位を持たない学生に対しては、修士の学位の称号、並びに、当該学生のバックグラウンドを考慮し、必要に応じて前期課程で開講される科目の一部を履修するよう指導する。後期課程配当科目については、C³ユニット科目の取り組み方について指導する。

4-3 研究指導の方法

(1) 博士課程前期課程

各 C³ユニットにおいて、そこにコミットする複数の教員が協力し、前期課程全体を通して研究課題や今後の研究計画についての研究討議を実施し、異分野及び異世代の研究者と研究交流を持つことで優れた見識を涵養して高度専門職業人に要請される人間性、創造性、国際性を身につけさせる。修士論文作成に必要となる高度な研究能力は研究室における研究指導によって養成し、2年次後期に学生の専門知識の修得状況を確認した後に修士論文の提出・審査（修士論文発表会）に進むこととする。研究経過発表会及び修士論文発表会は研究科全体で行うものとし、C³ユニットが研究指導・審査に協力する体制を構築する。早期修了に対しては、1年次に修士論文発表会を実施する。

(2) 博士課程後期課程

各 C³ユニットにおいて、そこにコミットする複数の教員が協力し、後期課程の1年次に研究課題や今後の研究計画についての研究討議を実施し、異分野及び異世代の研究者と研究交流を持つことで卓越した見識を涵養して研究者や高等教育機関の教員、高度専門職業人に要請される人間性、創造性、国際性を身につけさせる。2年次以降はC³ユニットに任意で参加して異分野及び異世代の研究者との研究交流を継続する。博士論文作成に必要となる卓越した研究能力は研究室における研究指導によって養成し、3年次に研究成果発表会を実施し、研究成果が優れていると認められれば博士論文の提出・審査（博士論文発表会）に進むこととする。研究経過発表会、研究成果発表会、及び博士論文発表会は研究科全体で行うものとし、C³ユニットが研究指導・審査に協力する体制を構築する。早期修了に対しては、1年次または2年次に研究成果発表会及び博士論文発表会を実施する。

4-4 修了要件等

1. 修了要件

(1) 博士課程前期課程

修了要件	2年以上在学し、専攻の定める授業科目のうちから30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
早期修了要件	在学期間に関して、優れた業績を挙げた者については、1年以上在学すれば足りるものとし、専攻の定める授業科目のうちから30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(2) 博士課程後期課程

修了要件	3年以上在学し、専攻の定める授業科目のうちから10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
早期修了要件	在学期間に関して、優れた業績を挙げた者については、後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期2年の課程又は専門職学位を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとし、専攻の定める授業科目のうちから10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2. 論文審査・最終試験の方法

(1) 博士課程前期課程

修士論文の審査は、専門分野の教授を主査とし、研究科の専任教員2名以上（うち、専任教授2名以上を含む）を審査委員として行う。審査は主に、当該研究の位置づけが明確であるか、取り組み方が十分であるか、論文としてのまとめ方が適切であるかなどの観点から行う。また、特定研究の内容に基づき、学位に付記する専攻分野を決定する。

最終試験は、特定研究の内容に関連する科目等について、上記審査委員を中心とする専攻専任の教員により、口頭あるいは筆記での試問として実施する。審査は主に、修士論文の内容を中心に、当該研究領域における修士としての知識を十分に修得し、問題を的確に把握し、これを解決する能力を有しているかという観点から行う。

(2) 博士課程後期課程

博士論文の審査は、専門分野の教授を主査とし、研究科の専任教員 3 名以上（うち、専任教授 3 名以上を含む）を審査委員として行う。まとめられた博士論文に対しては、予備審査会及び公聴会を実施し、厳格に審査する。審査は主に、関連研究に対して当該研究の独自性が認められるか、研究内容に関して客観的な創意が認められるか、当該分野における学術の発展に寄与しているか、博士論文としてふさわしい論旨、構成となっているかなどの観点から行う。また、特定研究の内容に基づき、学位に付記する専攻分野の名称を決定する。

最終試験は、特定研究の内容に関連する科目等について、上記審査委員を中心とする専攻専任の教員により、口頭あるいは筆記での試問として実施する。審査は主に、博士論文の内容を中心に、当該研究領域における博士としての知識を十分に修得し、新たな理論・技術を創造するとともに、新しい課題を発掘し、問題解決への展開を図るなど、当該学問分野の発展に寄与する能力を十分に備えているかという観点から行う。

3. 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、神戸大学学位規程の定めに従い、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。原則として、神戸大学附属図書館及び国立国会図書館に保管し、公表する。さらに、平成18年10月より稼働を開始した神戸大学学術成果リポジトリKernelに、その全文を電子データとして登録し、インターネットによるオンライン公開を積極的に推進する。

学位に付記する各専攻分野に対応した履修モデルを【資料5】に示す。

4-5 研究倫理審査体制

本学では、「神戸大学の学術研究に係る行動規範」で研究者の行動規範を定め、本学構成員へ周知している。また、「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」において、前述の行動規範のうち、学術研究における不正行為を防止するため、本学において構成員が学術研究活動に際し遵守すべき事項及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めている。研究費については、「研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」、「研究費の適正使用のための取組指針」において、責任体制の明確化、適正な運営の基盤となる環境整備、本学構成員が取り組むべき事項を定めている。【資料6】さらに、研究倫理に関するコンプライアンス教育として、本学の研究費の運営管理に関わるすべての者に一般財団法人公正研究推進協会による e ラーニングプログラムを

受講させている。

人を対象とする医学系研究については、「ヘルシンキ宣言」「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に基づき医学研究科等医学倫理委員会において審査が行われている。本研究科が行う先端研究のうち、上記の審査が必要な研究については、事前に委員会へ申請を行い、研究計画の承認を受けることとなる。

5. 基礎となる学部等との関係

システム情報学研究科の教員の大多数が工学部情報知能工学科における教育活動に従事しており、基礎となる学部等や教育研究の柱となる分野（教育研究分野）については、現行と大きく変更はない。すなわち、前期課程への入学者の多数は工学部情報知能工学科の卒業生であり、一部の教育研究分野において、工学部他学科、理学部、国際人間科学部などからの進学も想定される。また、後期課程への入学に関しては、本研究科前期課程の修了者が、その中心となり、幾つかの教育研究分野に関して、工学研究科他専攻、理学研究科、人間発達環境学研究科などからの進学も考えられる。

教育研究分野ごとに、入学・進学者の主たる母体となる既設の学部・大学院前期課程との関係を【資料7】に示す。

6. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

6-1 実施の趣旨・目的

システム情報学研究科博士課程後期課程の目的は、システム情報学に関する幅広い学識と高度な専門技術を修得させ、国内外で活躍できる教育者、研究者、高度技術者を育成することである。また、多様化する社会で活躍している技術者、技術教育の現場で活躍している教育機関の教員等に対しても広く門戸を開放してリカレント教育や生涯教育の場を提供し、社会に直結した実践研究を推進する人材を育成することである。

この「開かれた大学院」の理念を実現するために、博士課程後期課程は、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例（社会人学生の勤務先における勤務条件、通学に要する時間等を考慮し、授業時間は通常の時間帯以外の特定の時間又は時期に設ける）を適用し、より多くの社会人に対して大学院教育の機会を提供する。

6-2 必要とされる分野であること

多様化する現代社会において、サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出や総合知の活用による社会課題解決が極めて重要とされており、社会の現場で提起された諸問題を新しい知識と専門技術で解決することが強く求められている。そのためには、社会で働く社会人に対してリカレント教育や生涯教育の機会を提供し、社会的課題解決や価値創造のために必要なシステム情報技術・技法を修得させ、社会に直結した研究を推進する必要がある。

さらに、システム情報学領域における大学教員及び企業等の研究者・技術者の中には博士の学位を取得していない者が多数存在する。これらの者に大学院教育の機会を提供することによって、システム情報学関連教員の質的向上を図るとともに、有能な研究者・技術者を育成することができる。

こうした現状に鑑み、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、履修・単位修得の機会を広げて実務経験を持つ社会人を受け入れ、社会のニーズに即した現場と密接に結び付いた研究を推進し、社会の高度な技術の創造と実践を担う高度職業人を育成して、社会的要請に応える。また、大学等に在職する教員及び企業等の研究者・技術者に対しても大学院教育の機会を提供し、教育の質的向上を図るとともに、有能な教育者・研究者・技術者を育成する。

6-3 修業年限

修業年限は3年とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者には、本研究科に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程、又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

6-4 履修指導及び研究指導の方法

1. 履修指導及び研究指導は、原則として関連する分野の指導教員が行う。
2. 履修指導については、必修科目であるC³ユニット科目が少人数チームによるプロジェクト型・課題解決型科目であるという特性を活用し、柔軟に時間設定をしながら学習計画を立てさせる。その際、ICT利用による遠隔授業形式の活用も念頭に置き、地理的制約も可能な範囲で回避する。
3. 特定研究については、指導教員の指導のもと、入学時に研究テーマを決定する。指導教員は、研究テーマに沿った研究と論文作成の指導を行う。

6-5 授業の実施方法

必修の授業科目であるC³ユニット科目は少人数チームによるプロジェクト型・課題解決型科目であることから、履修者全員で柔軟に時間調整を行い、それに従って実施するものとする。その際、積極的にICTを利用し、可能な範囲で遠隔授業形式を取り入れることにより、地理的制約を回避し、時間調整の自由度を高めることとする。

6-6 教員の負担の程度

本研究科の多くの教員は、学部及び大学院の専門教育の担当のみならず、全学共通授業科目を担当しているが、第14条特例による授業を実施する場合においても、柔軟に時間調整を行うことで、極端な負担増にはならない。しかしながら、各教員の教育・研究活動のより良い条件を確保するためには、授業負担の軽減が望ましく、教員の専門性も考慮しながら、担当ユニットを調整するなど、授業負担の均等化や軽減化に向けた工夫を行う。

6-7 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書に関しては、多くの学術誌において電子図書化が進み、ネットワークを經由して時間・場所を問わず、参照が可能な状況にある。また、学内の情報基盤設備に関しても、学外からのVPN接続により、教務情報システムなどによる履修手続きをはじめ、Learning Management Systemによる学修支援、Officeツール、電子メール、グループウェア、オンラインストレージなどを24時間利用することが可能な環境が整備されている。

図書館、情報基盤センター（DX・情報統括本部）、食堂等のオンサイト利用に関しても、通常の学生と同様の施設・設備が社会人大学院学生に対して開放されている。開館中は適切に職員等が配置されており、対応可能な状況となっている。

6-8 入学者選抜方法

本研究科への社会人学生の入学に当たっては、口頭試問及び提出された書類による総合判定によって合格者を決定する。

6-9 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本研究科においては、第14条特例による授業を実施する教員組織は既に整備されている。

7. 入学者選抜の概要

7-1 基本方針

システム情報学研究科では、教育研究上の目的に沿った学生を受け入れるため、7-2に示すアドミッション・ポリシーを策定し、「一般選抜」のほか、「推薦入試」及び「外国人選抜」を実施する。

7-2 アドミッション・ポリシー

システム情報学研究科では、システム、情報、計算技術を柱として、システム情報（自然から工学、社会までの広範なシステムに内在する意味のある情報をいう）を核に、新たな知識・価値の創出を目指す新しい学問領域の創成・展開を図るとともに、これに貢献する豊かな創造性と国際感覚を有する人材を養成するための教育研究を行う。多様なバックグラウンドを持つ学生を、日本国内はもとより海外から受け入れることを積極的に行う。上記の人材養成の目標を踏まえ、本研究科では、次のような学生を求める。

システム情報学研究科博士課程前期課程では、次のいずれかの資質を持つ学生を求める。

1. 工学系、情報系の学部においてシステム技術、情報技術、計算技術などについて学んだ者
2. システム技術、情報技術、計算技術など理学系の各専門分野をはじめ、医学系や、さらには人文科学系、社会科学系の領域において応用・展開することに強い興味と意欲を持つ者
3. 高い独創性と発想力、論理的思考能力を備え、新しい「システム情報学」を開拓し、その進展に向けて強い情熱を持つ者

システム情報学研究科博士課程後期課程では、次のいずれかの資質を持つ学生を求める。

1. 工学系、情報系の学部や大学院においてシステム技術、情報技術、計算技術などについて学んだ者
2. システム技術、情報技術、計算技術など理学系の各専門分野をはじめ、医学系や、さらには人文科学系、社会科学系の領域において応用・展開することに強い興味と意欲を持つ者
3. 高い独創性と発想力、論理的思考能力を備え、新しい「システム情報学」を開拓し、その進展に向けて強い情熱を持つ者

また、企業や研究所等において研究経験や成果を有する者など、社会人の受け入れも積極的に行う。

7-3 出願資格

(1) 博士課程前期課程

前期課程に出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

(2) 博士課程後期課程

後期課程に出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指

定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (6) 本学において、個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

7-4 募集人員

- ・前期課程 一般選抜定員 80 人、推薦入試及び外国人選抜はそれぞれ若干名
- ・後期課程 一般選抜定員 12 人

7-5 選抜方法

(1) 博士課程前期課程

上述の基本方針に則り、前期課程の入学試験については、一般入試と推薦入試を併用する。

一般入試では、専門科目、外国語科目（英語）などに関する筆記試験、並びに口頭試問、及び成績証明書等を基に総合的に評価する。専門科目は、教育研究内容、及び要求される基礎的学力に応じて適切な科目を設定する。外国語科目（英語）に関しては、TOEIC や TOEFL などの公的試験の利用を図る。口頭試問では、基本的な学力に加えて、卒業研究の内容などについて質問し、研究に対する姿勢や、プレゼンテーション能力などについての評価を行う。

推薦入試では、推薦書、成績証明書及び修学計画書により、事前に審査を行い、システム情報学研究科前期課程の学生として最低限必要な基礎的素養の有無について判断する。この審査に通ったものを対象に、外国語科目（英語）に関する筆記試験、並びに口頭試問を実施し、当該志願者の専門分野に関する素養やシステム情報学に対する意欲の度合いを確認し、最終的な合格者を決定する。なお、外国語科目（英語）に関しては、一般入試と同様に、TOEIC や TOEFL などの公的試験の利用を図る。

外国人留学生入試については、出身大学の推薦者、成績証明書、日本語修得証明書、第一志望の研究分野の受入れ教員からの受入内諾書等の提出、筆答試験、口頭試験を総合して評価する。合格した者は、受入れ教員が責任を持って管理していく。

(2) 博士課程後期課程

後期課程の入学試験に関しては、その専門性の高さを考慮し、口頭試問を原則とする。また、後期課程においては、企業や研究所等において研究経験や成果がある者、あるいは研究能力や意欲を有する者など、社会人を積極的に受け入れる社会人の入学試験についても、口頭試問を中心とする。なお、前期課程を早期に修了する者、外国人留学生、社会人

など、多様な志願者に対応し、入学の機会を拡大するため、4月入学のほか、10月入学を前提とした入学試験も実施する。

社会人（後期課程在籍時に職についている者または入学前に職に就いていて退職した者）の履修指導については、前述のとおり、必修科目であるC³ユニット科目が少人数チームによるプロジェクト型・課題解決型科目であるという特性を活用し、柔軟に時間設定をしながら学習計画を立てさせる。その際、ICT利用による遠隔授業形式の活用も念頭に置き、地理的制約も可能な範囲で回避する。

8. 教員組織の編成の考え方及び特色

システム情報学研究科では、システム、情報、計算に関わる工学的な知識や技術、並びにその基礎を支える数学、さらには、応用となる幅広い学問領域を含めて体系的な修得が可能なようにカリキュラムを構成している。このようなカリキュラムを実効性のあるものとするため、教員組織の編成に当たっても、それぞれの教員のバックグラウンドや専門分野を配慮した適切な教員配置を行っている。

具体的には、専任教員 41 名（うち教授 20 名、准教授 19 名、講師 2 名）が、それぞれの専門分野と密接に関連した前期課程の授業科目を担当する。また、前期課程および後期課程における C³ ユニット科目については、社会環境・ニーズ等に応じて適応的・即応的研究ユニット（研究グループ）を編成し、当該 C³ ユニット科目を担当するとともに研究指導に当たる。それぞれの教員の専門分野は下表のとおりであり、その全員が工学などの博士の学位を取得している（下表参照）。

専任教員の専門分野

専門分野
システム計画、システム計測、システム制御、システム数理、システム構造、情報セキュリティ運用論、システム知能、情報数理、ソフトウェア、情報通信、知的データ処理、メディア情報、創発計算、計算基盤、計算流体、シミュレーション技法、計算分子工学、計算生物学、計算宇宙科学

専任教員の取得学位

学位の種類	博士								合計
	工学	理学	情報科学	情報理工学	学術	数理科学	Ph. D.	Dr. rer. nat	
教員数	25 名	6 名	2 名	1 名	2 名	1 名	3 名	1 名	41 名

一方、専任教員の職階別の年齢構成については、下表の通りとなっており、大きな偏りがなく適切な分布となっている。また、その全員が、それぞれの専門分野における最先端の研究者として国際的に活躍し、卓越した業績を挙げており、基礎的な教育から先端応用的な教育並びに研究指導に至る本研究科において必要な教育研究を担当する教員として、十分な資質を有している。

専任教員の年齢分布

	30 代	40 代	50 代	60 代
教授	0 名	0 名	15 名	5 名

准教授・講師	5名	14名	2名	0名
--------	----	-----	----	----

なお、神戸大学職員就業規則第66条において、大学教員の定年については満65歳と規定されており【資料8】、専任教員のうち、システム計画、計算基盤、計算生物学の教育研究分野を担当する専任教員各1名が完成年度前に定年を迎える。そこで、クロスアポイントメント制度の活用等も視野に入れて、後任となる専任教員の補充を計画している。具体的には、システム計画教育研究分野担当の専任教員としては、クロスアポイントメント制度により、企業におけるシステム計画部門の研究者を実務家教員として配置する。計算基盤教育研究分野ならびに計算生物学教育研究分野においては、ハイパフォーマンスコンピューティングや計算科学を専門とする研究者を、理化学研究所などに代表される関連研究機関とのクロスアポイントメントにより雇用し、最適な専任教員配置を図る予定である。

9. 施設、設備等の整備計画

9-1 校地、運動場の整備計画

システム情報学研究科の教育・研究を支える校地は、神戸大学六甲台地区の六甲台第2キャンパスである。六甲台第2キャンパスには、4つの学部とシステム情報学研究科を含む6つの研究科が設置されている本学における中心的なキャンパスであり、附属図書館、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター（保健管理センター）、食堂等の福利厚生施設が充実している。

六甲台地区では、3つのグラウンド(25,433 m²、17,636 m²、27,535 m²)、2つの体育館(2,477 m²、1,160 m²)、テニスコート、馬場、ハンドボールコート等が整備されており、学生会館やラーニングコモンズなど学生が休息、交流するスペースも設けられている。

9-2 校舎等施設の整備計画

1. 講義室等の整備状況

システム情報学研究科の施設・設備としては、システム情報学研究科棟の研究室等に加えて、工学部・工学研究科の研究室、講義室、演習室、実験室、及び自然科学総合研究棟3号館、4号館の研究室、ならびに各建物のコモンスペースを専用使用あるいは共同使用する。

定期的に関講される講義形式の授業科目の受講対象は、主として前期課程の学生（定員80名）であり、別添の時間割表【資料9】に示すように、工学部・工学研究科本館のいくつかの講義室を共同使用することで対応する。

演習系科目としては、前期課程と後期課程の「特定研究」、ならびに前期課程と後期課程にそれぞれ2科目ずつ配当されるProject/Problem型のC³ユニット科目（「システム情報学講究」、「システム情報学実践」、「システム情報学総合講究」ならびに「システム情報学総合実践」）が相当する。「特定研究」は、各教育研究分野における研究室において実施されるものであり、研究室ごとに学生が自由に利用可能なスペース（学生居室）を確保し、各学生が個々に占有利用できる学習場所（机、椅子など）を用意するなど、プライバシーに十分に配慮した学習環境を整備している。一方、C³ユニット科目においては、複数の教育研究分野にまたがる異分野共創型の教育の実施が主となる。そのため、上記の学生居室とは別に、研究科の共用演習室、および研究室が存在する各フロアに設けられた研究科のコモンスペースや全学共用のラーニングコモンズ、各研究室のセミナールームなど、グループワークに適した部屋を共創の場として確保し、これに対応する。

2. 演習系科目における設備等の整備状況

演習系科目には、上記の通り、特定研究とC³ユニット科目が対応する。「特定研究」においては、各研究室において既に導入されている各種関連機器・設備に加えて、部局内センターである計算科学教育研究センターに設置されたスーパーコンピュータや理化学研究所の富岳をはじめとする学内外の機器・設備の利用を想定している。これらを学生居室等から利用可能なネットワーク環境と端末機器が整備済みである。

9.3 図書館の資料及び図書館の整備計画

本学には、総合・国際文化学図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館、人文科学図書館、人間科学図書館、経済経営研究所図書館、医学分館、保健科学図書室及び海事科学分館を有しており、概ね平日9時から17時まで利用可能となっている。蔵書している図書は全館合計3,822,121冊で、システム情報学研究科がある六甲台第2キャンパスの自然科学系図書館（蔵書数469,004冊）は、資料の収容力強化及びラーニングコモンズをはじめとしたアクティブラーニングスペースの増築を目的とし現在改修中であり、2023年4月にリニューアル予定である。閉館中は、人文科学図書館、社会科学系図書館に自然科学系図書館臨時窓口・資料コーナーを設置し、学生の学修活動に不利益が生じないように対応している。

また、電子ジャーナル、電子ブックを常時提供しているほか、オンラインデータベースを整備し、本学の構成員であれば学内ネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができる。さらに、自宅などの学外からも利用できるサービスも提供している。

10. 管理運営

10-1 部局長人事手続き

本学では、大学のビジョンや学校教育法の一部改正を踏まえ、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス機能の強化の一環として、2015年4月に部局長の選考方法を新たにした。具体的には、学長があらかじめ全学に示す「部局長人事方針」に基づき、部局の教授会は部局長候補者の選考を行い、学長が候補者へのヒアリングを行った上で部局長として任命している。

10-2 教授会及び運営会議等

1. 執行機関

システム情報学研究科を代表して研究科長が、その業務を掌理し、管理運営に関する最終的な責任及び権限を有している。

また、システム情報学研究科の執行体制の充実・強化を図るため、多忙が予想される研究科長の職務を補佐する補助執行機関に相当する職として、2名の「副研究科長」を置いている。

2. 審議機関

- (1) 学生の退学、休学、除籍その他学生の身分に関する事項
- (2) 授業及び試験に関する事項
- (3) 学生の厚生補導に関する事項
- (4) 副研究科長の候補者の選考に関する事項
- (5) 年次計画に関する事項
- (6) 規則等(前項第9号に定めるものを除く。)の制定又は改廃に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学長、学部長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項
- (9) その他学長、学部長及び研究科長が意見を求める事項

以上の事項を審議する機関として「研究科教授会」を置き、研究科に配置された神戸大学の専任の准教授、講師、助教及び助手（これらのうち特命教員を除く。）並びに連携講座の教員をもって構成し、原則毎月1回開催している。

3. 事務組織

事務組織は、研究科の管理運営及び教育研究に関するあらゆる事務を処理しなければならないことから、学生や教職員を身近に支援できる体制を整えている。

具体的な組織体制としては、システム情報学研究科に係る庶務、渉外、教務及び会

計に関する事務を独立して処理する「事務部」を置き、工学研究科とともに事務部長の管理・監督下で事務を担当している。

11. 自己点検・評価

11-1 全学的な取組

本学の教育研究水準の向上を図り、大学としての社会的使命を果たすため、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」、「神戸大学内部質保証指針」を制定し、指針に基づいて全学及び各部局等の教育・研究、社会貢献、組織・運営、施設・整備等の活動状況について点検・評価を実施している。

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとしており、点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施することとしている。

本学における点検・評価は、以下の単位で実施している。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
- (6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施している。

内部質保証における全学的な責任体制は、中核となる委員会を国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）とし、総括責任者を学長、自己点検・評価の責任者を評価担当理事、改善・向上活動の責任者を内部質保証の各分野の対象の担当理事としている。評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、その点検・評価が妥当なものかどうかの確認等を行う。

また、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database：KUID）を活用し、点検・評価の作業自

体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施している。

国立大学法人評価、認証評価、大学の総括的点検・評価、及び各部局等による点検・評価に関する情報は原則として大学Webサイトにおいて内外に公表している。

11-2 システム情報学研究科での取組

教育研究活動の現状に関する点検と評価を自主的に行い、教育研究水準向上のための改革を不断のものとするため、「システム情報学研究科評価委員会」を設置し、自己点検・自己評価を組織的かつ継続的に実施している。これにより、技術の進展や社会情勢の変化など、システム情報学研究科を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、本研究科の教育研究活動の現状認識を行っている。

自己点検・自己評価の結果については、それを取りまとめた報告書を作成し、点検・評価の視点、点検・評価結果の妥当性、点検・評価結果の客観性などについて、学外者から構成される外部評価委員会に評価を依頼する。外部評価の結果については、教員へのフィードバックを通じて、教育研究活動の改善及びそのためのシステム作りに役立てる。

12. 情報の公表

本学では、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に基づき、教育研究成果の普及や活用の促進に資するため、また、様々なステークホルダーへの説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況に関する情報を公表している。

URL https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education_info/index.html

(HOME » 教育・学生生活 » 教育 » 教育情報の公表)

- (1) 大学の教育研究上の目的に関すること
 - ・学部及び大学院研究科における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的
 - ・アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
 - ・学部・学科
 - ・大学院研究科・専攻
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ・学部・研究科別教員一覧
 - ・教員の専門分野、保有学位、業績等
 - ・教員数（教員組織及び職位別教員数、年代別教員数、外国人教員数、教員当たり学生数
 - ・教育研究上の活動状況（論文数・著書数、特許数、補助金等による主な採択プログラム等）
- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ・入学者数・収容定員・在学者数
 - ・学位授与及び退学等の状況
 - ・卒業・修了者数、卒業・修了後の進路状況
 - ・主な就職先/就職先詳細
 - ・資格取得の状況
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ・シラバス（授業テーマ、到達目標、授業計画等）
 - ・各学部・研究科等の授業形態別平均履修者数等
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ・単位認定、学位認定、成績評価の基準（大学として統一方針）
 - ・卒業・修了認定の基準
 - ・学位論文評価基準
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・アクセス・キャンパスマップ
 - ・運動施設、課外活動施設等
 - ・学修・休息を行う環境の状況
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・授業料・入学料・検定料
 - ・授業料・入学料免除
 - ・教材購入費
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ・修学支援（奨学金制度、障害学生支援）
 - ・学生生活サポート（学生相談・心身の健康相談・ハラスメント相談）
 - ・キャリア形成支援（進路・就職相談、進路・就職データ、インターンシップ実績）
- (10) その他
- ・神戸大学規則集
<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/>
 - ・学部等の設置に係る情報
<https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/establish/index.html>
 - ・大学評価について
<https://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/index.html>

13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

13-1 全学的な取組

神戸大学では、「教育憲章」及び「学位授与に関する方針」に掲げた教育目標を達成し、教育の質の更なる向上を図るため、「神戸大学の教育推進に関する FD ガイドライン」を策定し、全学及び各部局において教育推進に関わる組織的な FD を実施・推進している。また、全学的な FD の推進に関すること等を審議する組織として、大学教育推進機構の下に「全学評価・FD 委員会」を設置している。委員会では、大学教育の内部質保証に係る全学的な点検・評価に関すること、全学的な FD の推進に関すること、その他評価及び FD に関することを審議するとともに、年度ごとに FD の重点課題を定めて全学的な FD の推進を図っている。

【具体的な取組例】

- ・ 全学及び各部局で実施するFDやピアレビューをとりまとめた「FDカレンダー」を作成、全学へ情報提供
- ・ ピアレビュー（授業参観）や各種アンケートの調査結果等から教育力及び教育成果を検討し、授業及び研究指導の内容・方法の改善のための研修や講演会等を実施
- ・ 新規採用教員に対し、本学のビジョン・歴史、構成員としての倫理・使命、教育実践・学生支援のための基礎的知識・技術等を身につけるための研修を実施

大学職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させることを目的として、各種研修を実施している。

大学経営を担う人材については、「国立大学法人神戸大学の経営人材育成の基本方針」において、育成方針（経営に関する能力の涵養、研修機会の提供）、人材確保について定めている。

【具体的な取組例】

- ・ 職階別の事務職員研修、大学経営人材育成セミナー、幹部職員セミナー、国際業務研修、広報業務研修等の実施
- ・ 各種スキルアップ研修（交渉力向上、デザイン思考、モチベーションマネジメント等）
- ・ アプリケーションソフトウェア研修
- ・ 放送大学を利用した職員自己啓発研修

13-2 システム情報学研究科での取組

平成 16 年度より、その卒業生によって構成されている公益法人である（社）神戸大学工

学振興会の協力の下、優秀教育賞を授与している。これは、1年間の教育活動の実績に基づき、教育内容や教育技法の点で成果を挙げた教職員を積極的に表彰する制度である。

教育研究活動の現状に関する点検と評価を自主的に行い、教育研究水準向上のための改革を不断のものとするため、「システム情報学研究科評価委員会」を設置し、自己点検・自己評価を組織的かつ継続的に実施している。これにより、技術の進展や社会情勢の変化など、システム情報学研究科を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、本研究科の教育研究活動の現状認識を行っている。

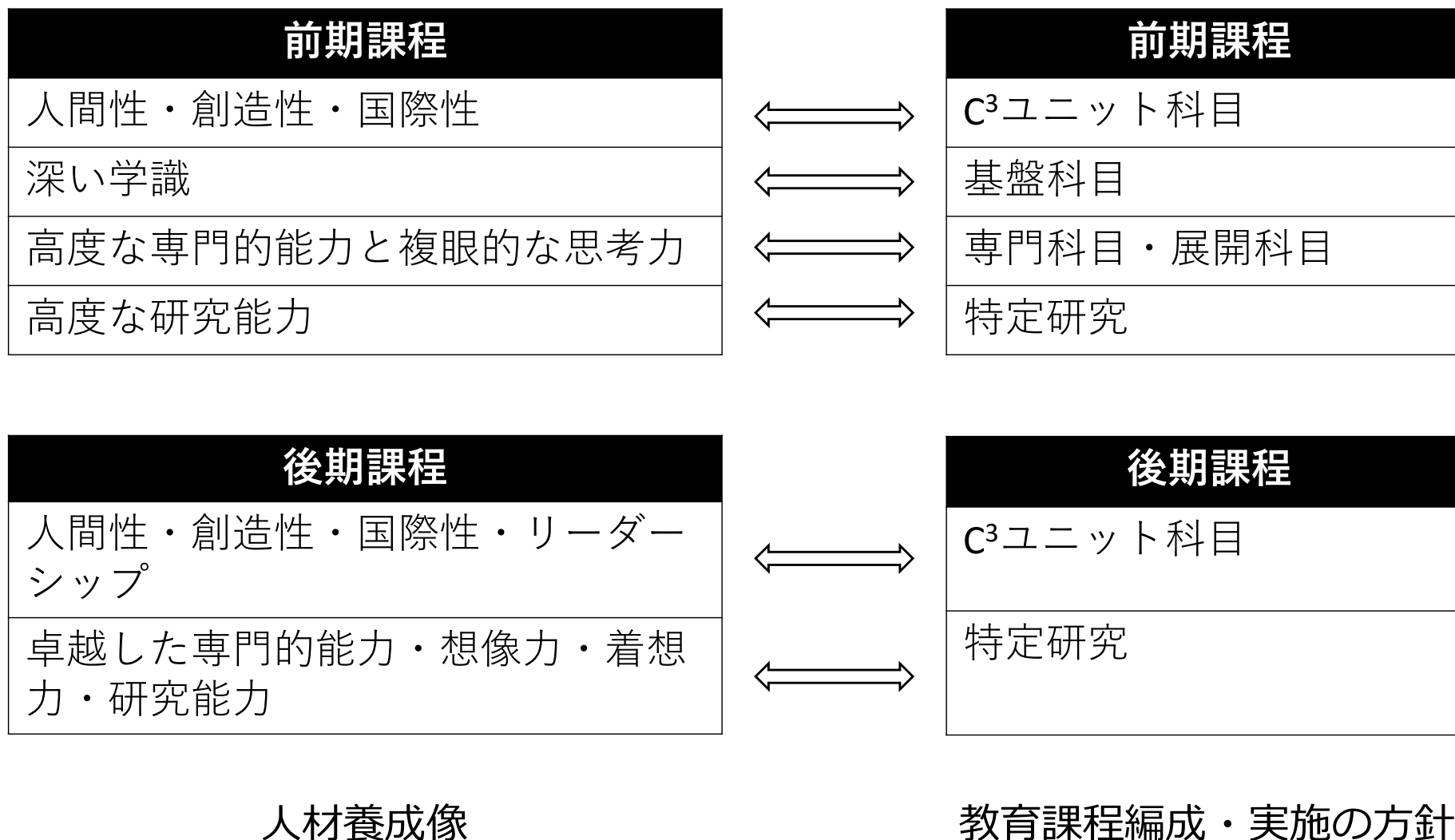
自己点検・自己評価の結果については、それを取りまとめた報告書を作成し、点検・評価の視点、点検・評価結果の妥当性、点検・評価結果の客観性などについて、学外者から構成される外部評価委員会に評価を依頼する。外部評価の結果については、教員へのフィードバックを通じて、教育研究活動の改善及びそのためのシステム作りに役立てる。

学生による授業評価も実施しており、これを基にして授業内容と授業方法の改善を図っている。また、演習科目、実験科目を対象とした学生からのアンケート調査を実施しており、実験内容、演習内容、及び教授法の改善に努めている。

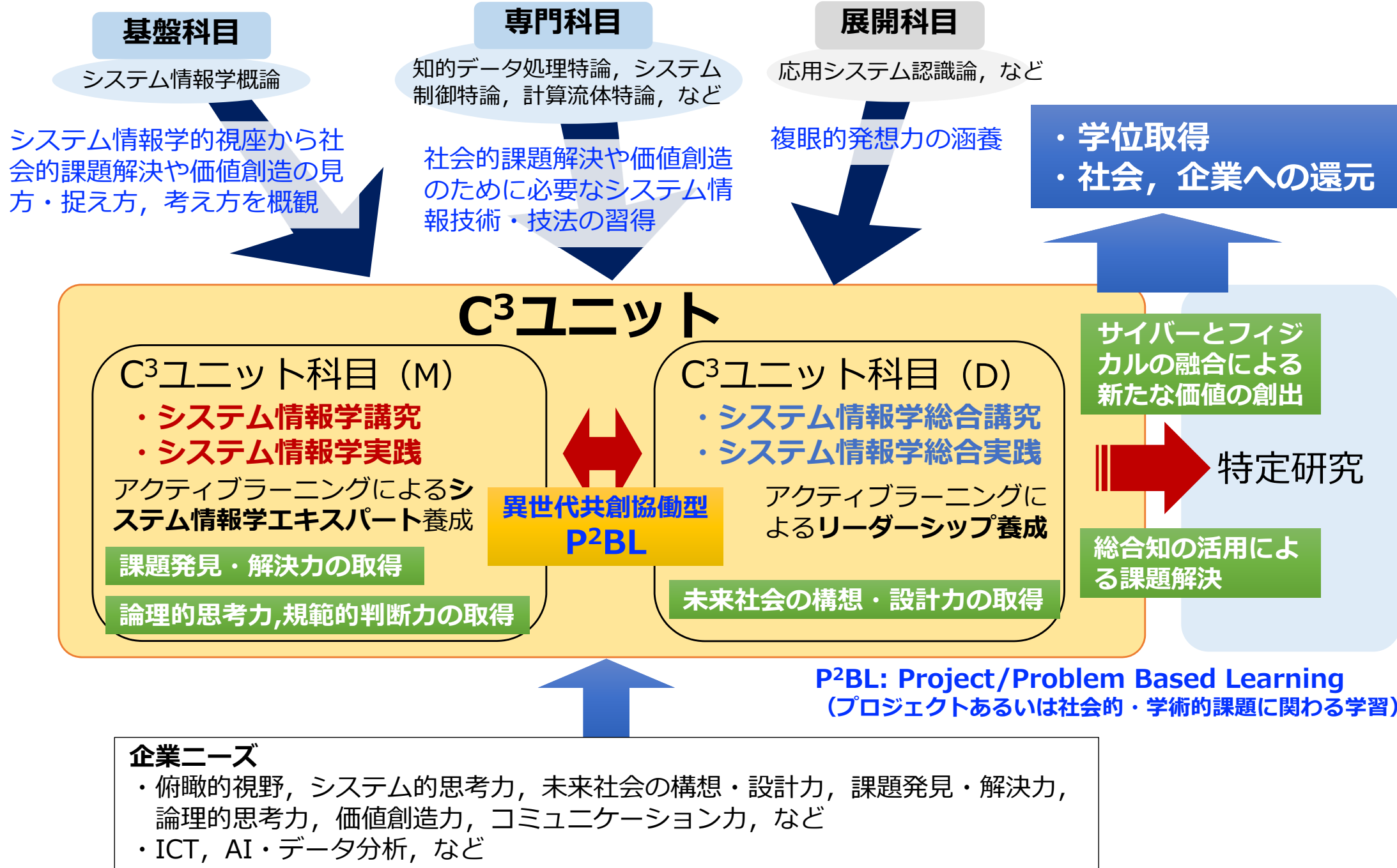
設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

資料 1	人材養成像と教育課程編成・実施の方針の関係	2
資料 2	C ³ ユニットを核とする教育プログラム	3
資料 3	C ³ ユニット	4
資料 4	C ³ ユニット・教員・学生の関係	5
資料 5	履修モデル	6
資料 6	研究倫理審査体制に係る規程等	10
資料 7	基礎となる学部との関係	28
資料 8	神戸大学職員就業規則	29
資料 9	授業時間割表（博士課程前期課程用）	43
資料10	研究室等の見取り図	44

人材養成像と教育課程編成・実施の方針の関係



C³ユニットを核とする教育プログラム

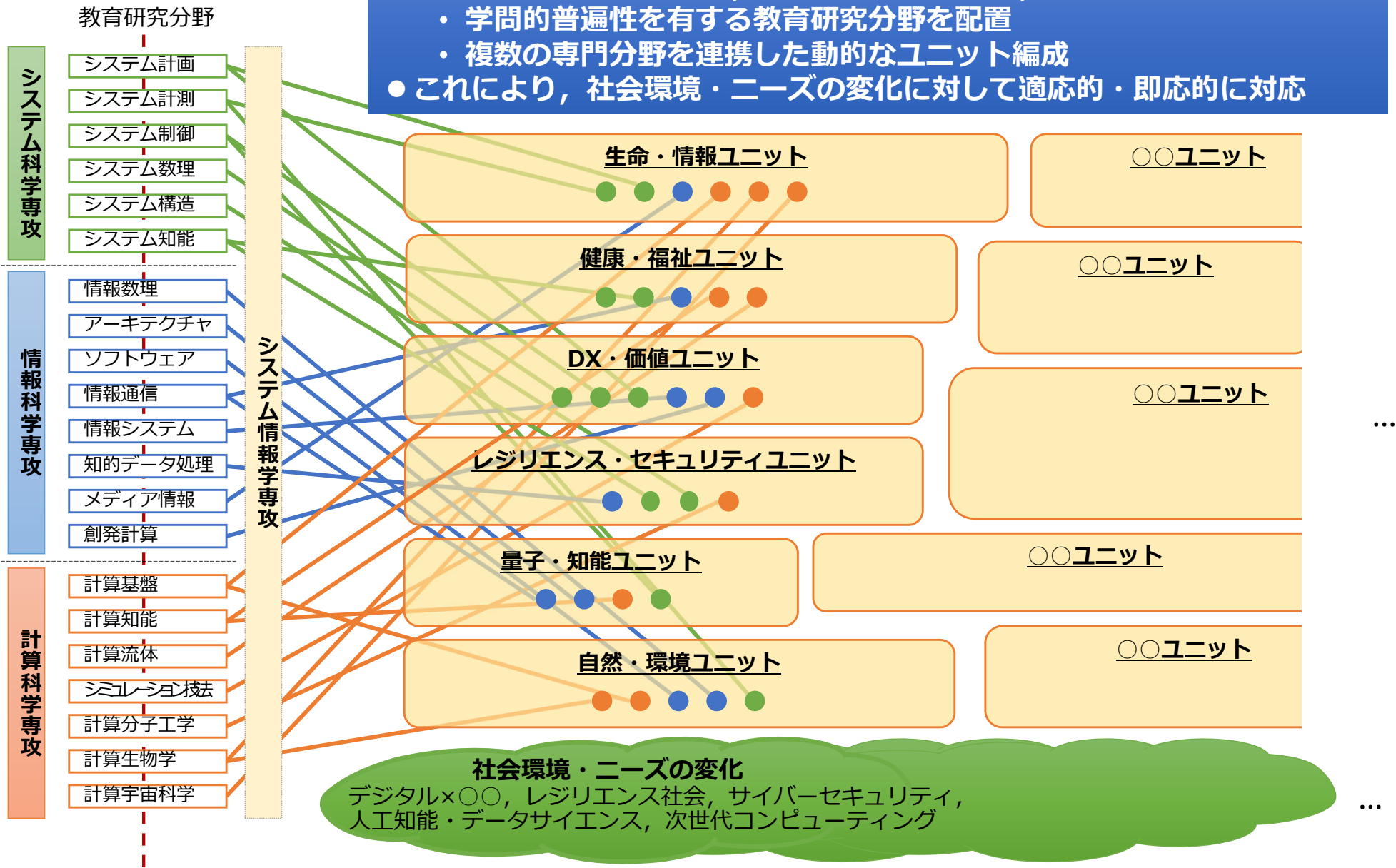


C³ユニット (Co-Creation and Collaboration)

● **C³ユニット**：柔軟性・機動性・先見性を備えた教育研究フレームワーク
 (柔軟性：分野組み換え, 機動性：素早い対応, 先見性：新領域の開拓)

- ・ 学問的普遍性を有する教育研究分野を配置
- ・ 複数の専門分野を連携した動的なユニット編成

● これにより, 社会環境・ニーズの変化に対して適応的・即応的に対応

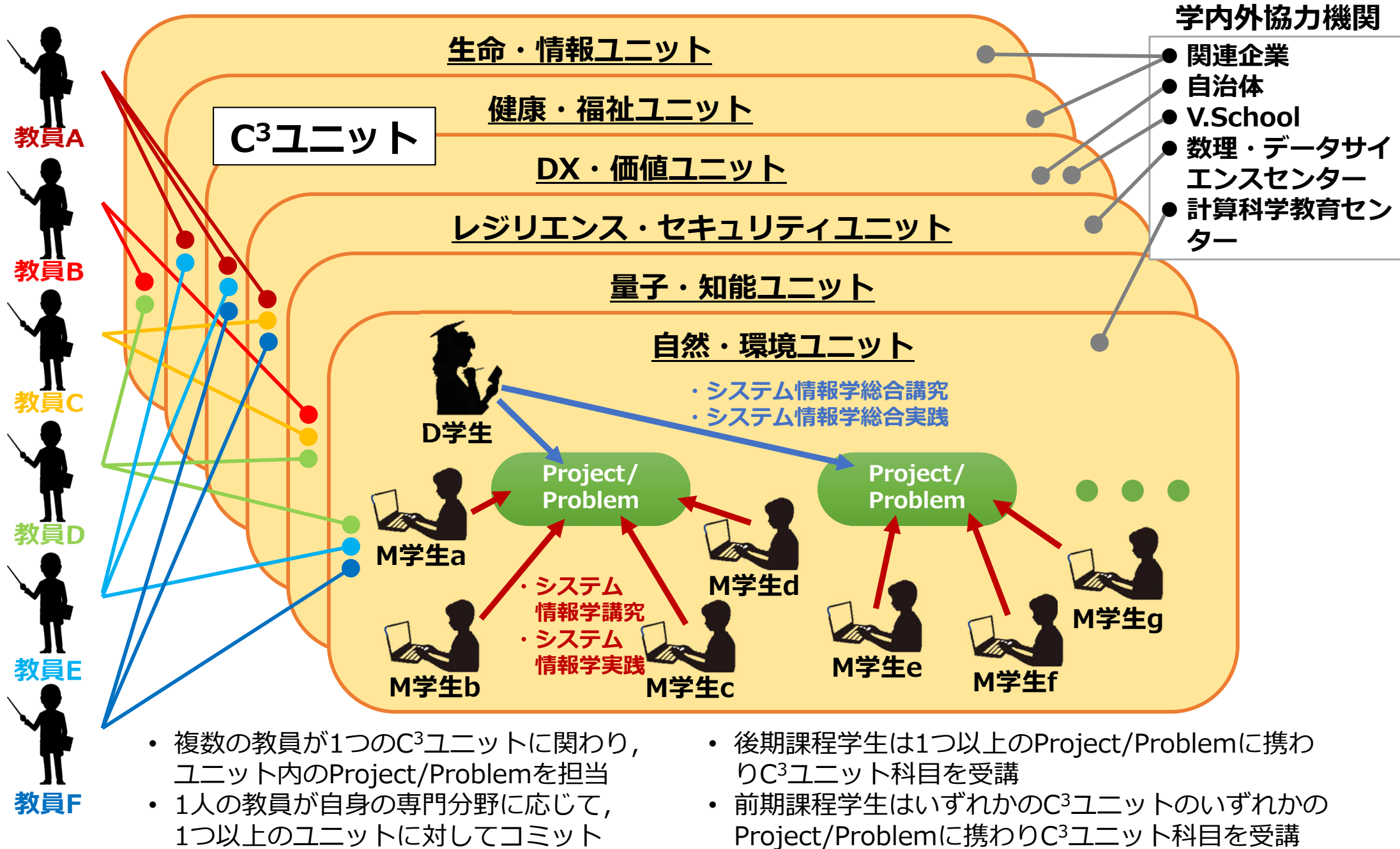


改組前

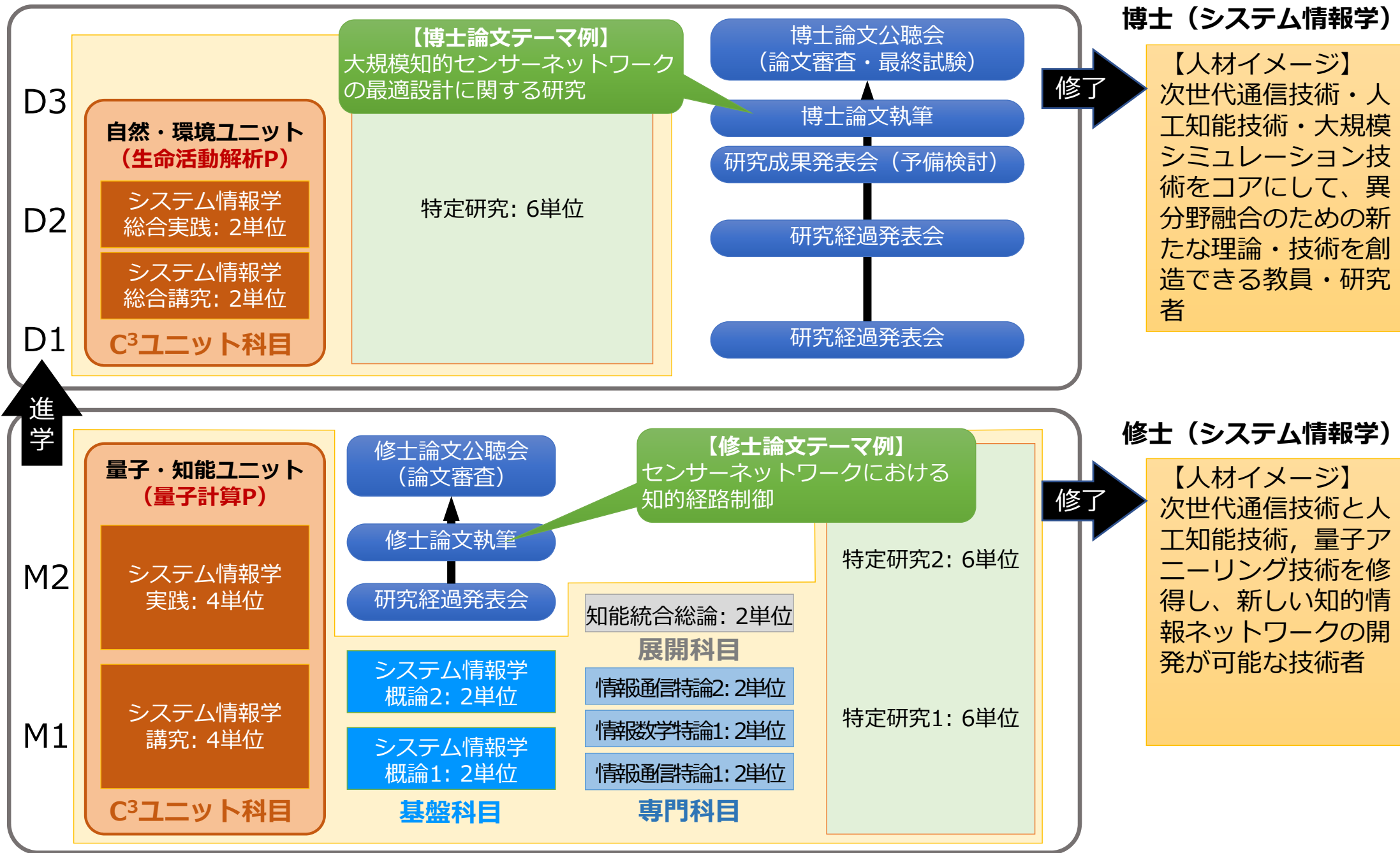
改組後

未来

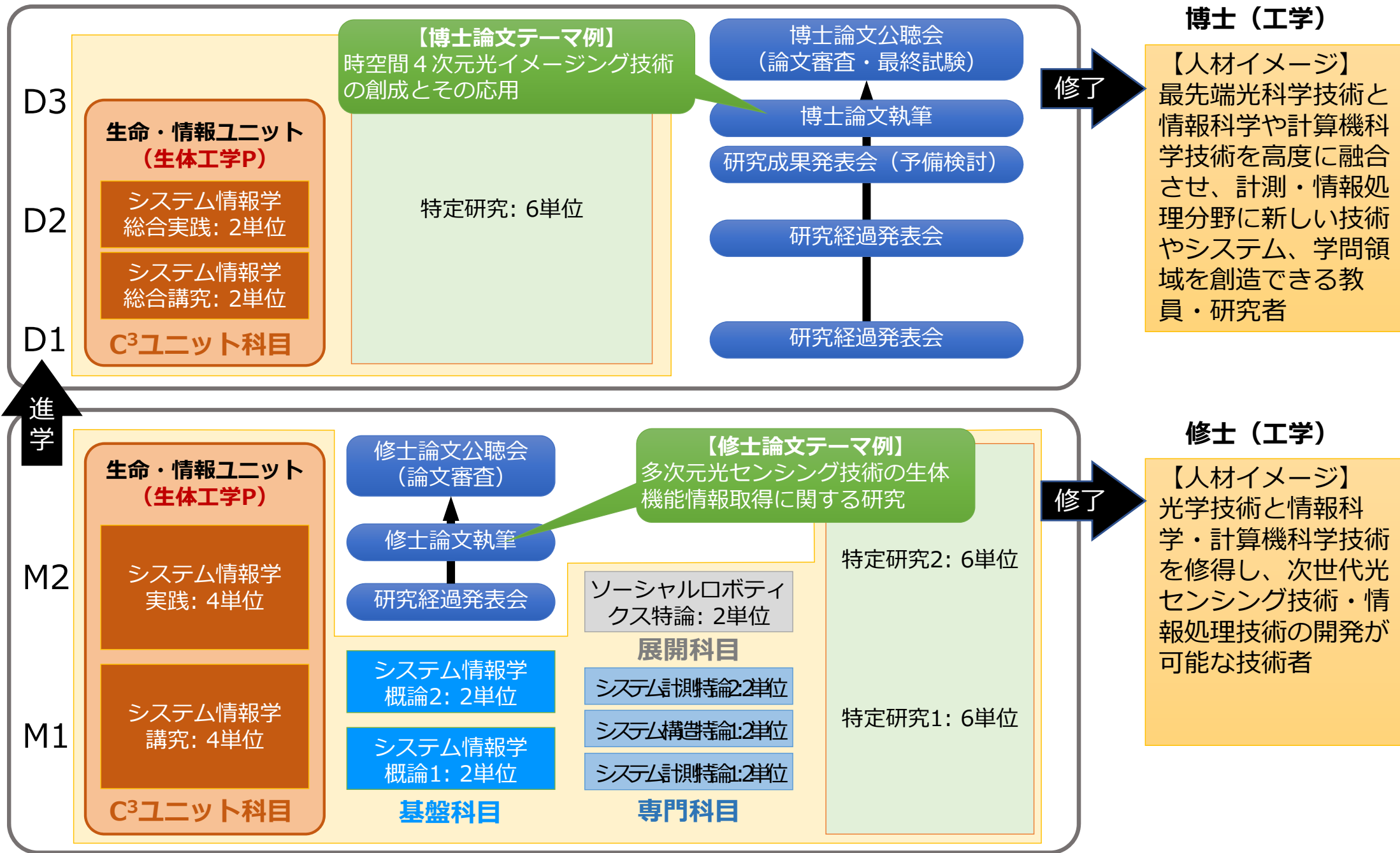
C³ユニット・教員・学生の関係



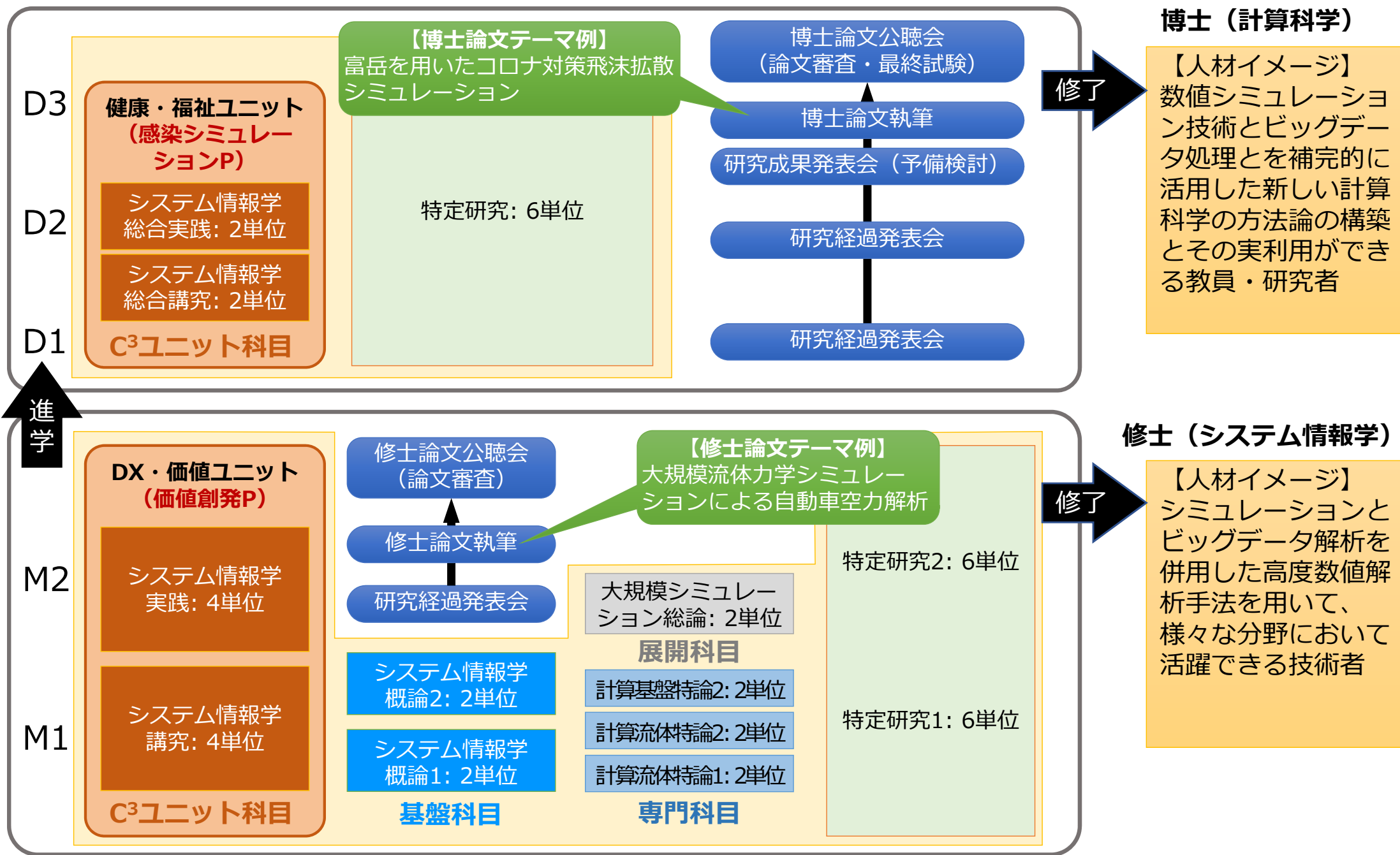
履修モデル (博士 (システム情報学)、修士 (システム情報学))



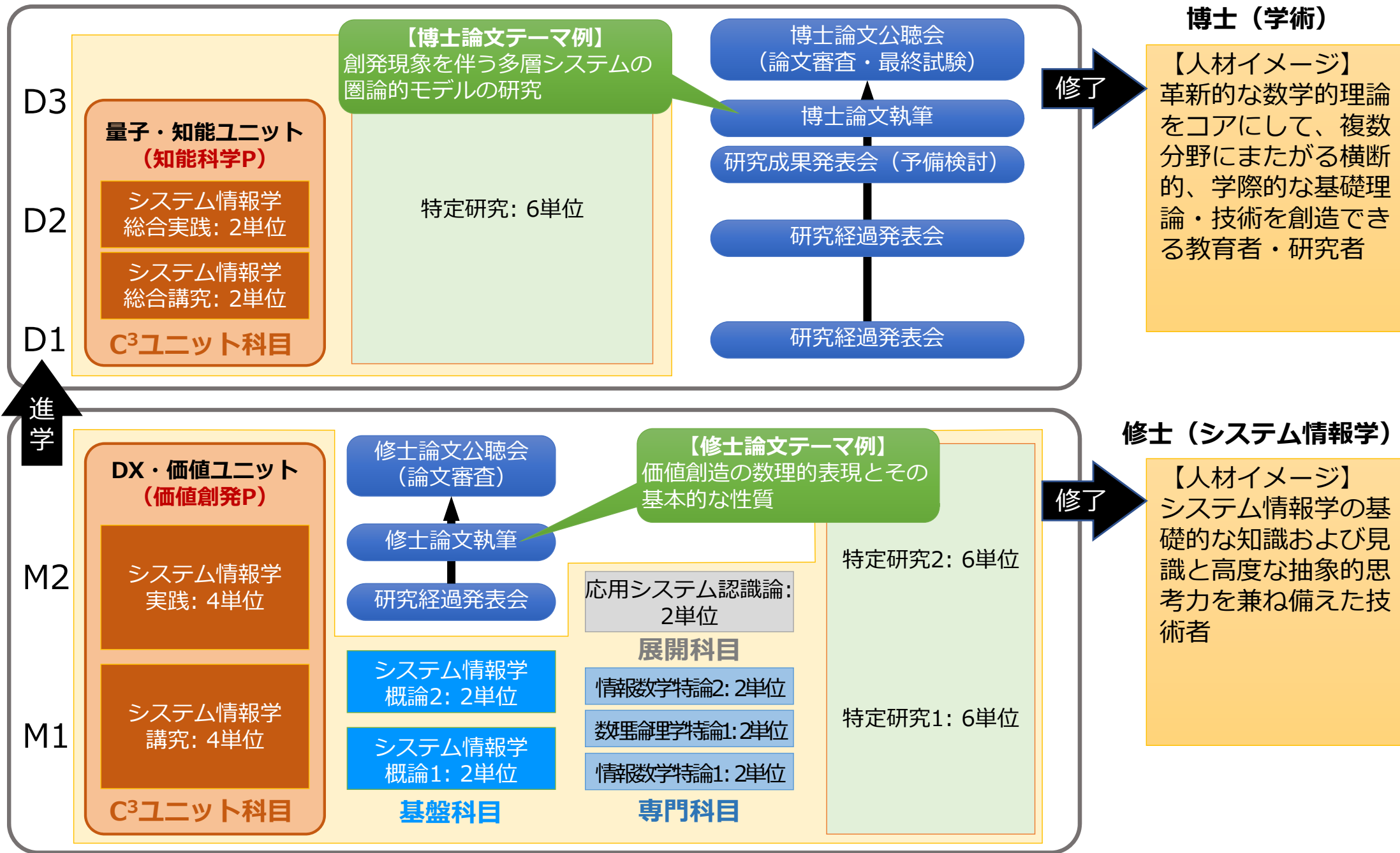
履修モデル (博士 (工学)、修士 (工学))



履修モデル (博士 (計算科学)、修士 (システム情報学))



履修モデル (博士 (学術)、修士 (システム情報学))



神戸大学の学術研究に係る行動規範

平成 18 年 10 月 26 日制定

学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、その成果は、世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するものである。この意味において崇高な営みである学術研究を持続的に進展させるためには、研究者に対し学術研究の自由と研究者の自治が保障される必要があるが、同時に、研究者自身による倫理的な自律が要求される。

学術研究にあつては、その基礎となる数値等のデータが公開され、追試を通じたその成果の再現可能性が確認されてはじめて、その成果の独創性を誇ることができるのであつて、架空のデータに依拠することがあつてはならない。また、学術研究とは、自己の所説と先行業績との差異や優位性を明らかにする行為であるから、先行業績の盗用は排斥されなければならない。更に、学術研究の成果について特許権等を取得する場合には、技術を社会に公開する代償として権利が与えられるという特許制度の趣旨に鑑て、不正な出願を行うことは許されない。

国立大学法人における学術研究は国費である運営費交付金や外部資金等によって支えられていることから、研究資金の不適正な使用は、国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し法的、道義的な責任を負う存在である。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過てば社会に対し深刻な被害を与えるおそれがある素材及び事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

学術研究の過程において、研究者が他人の個人情報に触れる機会は多い。例えば、医学における臨床研究では、ヒトの病状などの個人情報を扱うこととなる。また、大学は教育機関であるから、学生の個人情報も扱うこととなる。したがって、大学において学術研究に携わる者は、個人情報の管理に万全の注意を払うことが求められる。

大学における学術研究は、多数の、そして国籍、性別、年齢等において多様な研究者の共同作業によって支えられている。研究者の業績評価等に際して、国籍、性別、年齢等による差別があつてはならないし、共同作業の過程において、権限の濫用によるハラスメントもあつてはならない。

国立大学の法人化以降、研究者たる教員が企業等の役員を兼ね、弁護士や弁理士等として登録するなどその活動範囲が更に広がっている。これにより、教員が利益相反の事態を招来させる危険性もある。

これらのことから今般、神戸大学において「神戸大学の学術研究に係る行動規範」を定めるものである。神戸大学において学術研究に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことはもちろんのこと、以下に定められた行動規範の遵守についても、今まで以上に厳しい自律が要請されていることを、強く自覚すべきである。

1. 学術研究における不正行為の防止

研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為（ミスコンダクト）を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究・教育環境の整備に努めなければならない。

2. 研究成果の発表の在り方

研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢としなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表類似データの再利用などについて、各研究組織・研究分野・学術誌ごとにある固有の慣例・ルールに則つて細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

3. 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たっては、研究助成（補助、委託）目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費ごとに定められた助成（補助、委託）条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

4. 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、ヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

5. 研究成果・研究材料の共有、守秘義務の遵守、個人情報の保護

研究者は、自らの公表済みの研究成果並びに研究材料を広く研究者コミュニティに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。一方で、協力研究契約や知的財産権に係るものに関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守しなければならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

6. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。

7. 利益相反の適切なマネジメント

研究者は、自らの研究行動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、情報公開を行つて適切なマネジメントを行うものとする。

8. 研究指導者の責務

研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。

○神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則

(平成18年10月26日制定)

改正	平成19年3月29日	平成19年5月31日
	平成20年3月28日	平成21年3月31日
	平成22年4月1日	平成22年4月20日
	平成22年6月22日	平成24年3月21日
	平成25年3月27日	平成25年9月27日
	平成26年3月27日	平成27年3月23日
	平成27年9月30日	平成27年11月30日
	平成28年3月22日	平成28年9月30日
	平成29年3月31日	平成31年2月28日
	令和元年9月30日	令和2年3月31日
	令和3年3月30日	令和3年6月29日
	令和3年9月30日	

目次

第1章	総則(第1条－第3条)
第2章	不正行為防止のための体制(第4条－第10条)
第3章	調査申立て等の受付(第11条－第14条)
第4章	関係者の取扱い(第15条－第17条)
第5章	事案の調査(第18条－第24条)
第6章	不正行為等の裁定(第25条－第34条)
第7章	啓発等(第35条・第36条)
第8章	雑則(第37条－第39条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、神戸大学の学術研究に係る行動規範(平成18年10月26日制定。以下「学術研究行動規範」という。)を受け、同規範のうち、学術研究における不正行為を防止するため、神戸大学(以下「本学」という。)において構成員が、学術研究活動に際し遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本学における遵守事項及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等については、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)及びその他の関係法令等(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、学術研究活動において故意又は構成員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 研究成果の作成又は報告の過程において、データ(実験、観測、観察又は解析により得られる数値又は情報をいう。以下同じ。)として実在しないものを使用すること。
- (2) 改ざん 研究成果の作成又は報告の過程において実在するデータを改変して使用すること。
- (3) 盗用 研究成果の作成又は報告の過程において先行する他人の研究成果(未公表のものを含む。)を他人のものであることを知りながら、それを示さずに使用すること。

(4) 上記各号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

- 2 この規則において「就業規則等」とは、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)、国立大学法人神戸大学船員就業規則(平成16年4月1日制定)、国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(平成18年3月28日制定)、国立大学法人神戸大学特定有期雇用医療職員就業規則(平成18年3月28日制定)、国立大学法人神戸大学再雇用職員就業規則(平成16年4月1日制定)、国立大学法人神戸大学準正規職員就業規則(平成27年3月23日制定)、国立大学法人神戸大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人神戸大学外国人研究員取扱規則(平成16年4月1日制定)をいう。
- 3 この規則において「構成員」とは、役員、就業規則等の適用を受ける者及び学生並びに本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- 4 この規則において「部局」とは、各機構、各学部、各研究科、高等研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、附属中等教育学校、明石地区附属学校、附属特別支援学校、各学内共同教育研究推進組織、農学研究科附属食資源教育研究センター、各学内共同学内共同教育組織、産官学連携本部、地域連携推進本部及び事務局(戦略企画室、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室、監査室及び内部統制室を含む。)をいう。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 構成員は、研究者倫理及び法令等に関する研修又は授業科目等(以下「研修等」という。)を受講しなければならない。
- 3 構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正行為防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 学長は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、最終責任を負う者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理等統括管理責任者)

第5条 本学に、研究倫理等統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、学長を補佐し、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する業務を統括する責任と権限を有し、本学の公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 本学に、研究倫理教育責任者を置き、部局の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する業務を掌理する責任と権限を有し、部局における公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに、研究倫理の向上及び不正行為の防止等のために、部局の構成員に対して研究倫理に関する教育を定期的に行うものとする。

(学術研究不正行為防止委員会)

第7条 本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止のため、神戸大学学術研究不正行為防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第8条 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 構成員に対する学術研究倫理の保持及び啓発に係る研修等の企画及び実施に関すること。
- (2) 不正行為の予備調査及び調査に関すること。
- (3) 他機関における不正行為の防止に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (4) その他不正行為の防止に関すること。

(組織)

第9条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 評議員のうち学長が指名する者2人
 - (3) 次に掲げる研究科等の教員のうち、学長が指名する者各1人
 - イ 人文学研究科，国際文化学研究科又は人間発達環境学研究科
 - ロ 法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，国際協力研究科又は経済経営研究所
 - ハ 理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科又は海事科学研究科
 - ニ 医学研究科，保健学研究科又は医学部附属病院
 - (4) 事務局長
 - (5) 学術研究行動規範について専門的知識を有する学外者1人
 - (6) 法律の専門的知識を有する学内者又は学外者若干人
 - (7) その他学長が必要と認めた者若干人
- 2 委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第3号，第5号及び第6号に規定する委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 防止委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 学長は、防止委員会が特定の調査申立てについて前条第2号に規定する事項の審議を行うに当たり、当該案件の特殊性に応じた専門的知識が必要であると認めるときは、専門的知識を有する学内者又は学外者を、任期を定めて第1項第7号に規定する委員として任命することができる。
- 6 防止委員会委員長は、特に必要と認めたときは、第1項第2号，第3号及び第6号に定める委員に代えて、他の教員を臨時委員に指名することができる。

(議事)

第10条 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第3章 調査申立て等の受付

(調査申立窓口)

第11条 部局に、不正行為についての調査申立てや相談等に迅速に対応するための窓口(以下「調査申立窓口」という。)を設置する。

2 部局の調査申立窓口の責任者(以下「窓口責任者」という。)は、部局の長(事務局にあっては、学長が指名する者)をもって充てる。

3 学長は、窓口責任者の氏名及び連絡先については、明示するものとする。

(調査申立て)

第12条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、調査申立窓口又は防止委員会に対し調査申立てをすることができる。

2 調査申立ては、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 調査申立窓口及び防止委員会は、匿名による調査申立てについて、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 調査申立窓口及び防止委員会は、調査申立てを受け付けたときは、速やかに学長及び統括管理責任者に報告するものとする。学長は、当該調査申立てに関係する部局の長に、その内容を通知するものとする。

5 調査申立窓口及び防止委員会は、調査申立てが郵便による場合など、当該調査申立てが受け付けられたかどうかについて調査申立人が知り得ない場合には、調査申立てが匿名による場合を除き、調査申立人に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、統括管理責任者は、これを匿名の場合に準じて取り扱うことができる。

(調査申立ての相談)

第13条 不正行為の疑いがあると思料する者で、調査申立ての是非や手続きについて疑問がある者(以下「相談者」という。)は、調査申立窓口又は防止委員会に対して相談することができる。

2 調査申立ての意思を明示しない相談があったときは、調査申立窓口又は防止委員会は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して調査申立ての意思の有無を書面で確認するものとする。

3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為が求められている等であるときは、調査申立窓口又は防止委員会は、学長及び統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、学長又は統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(調査申立窓口等の義務)

第14条 調査申立ての受付に当たっては、統括管理責任者、調査申立窓口及び防止委員会の委員は、調査申立人の秘密の遵守及び調査の対象となる構成員(以下「調査対象者」という。)の保護を徹底しなければならない。

2 調査申立窓口及び防止委員会の委員は、調査申立てを受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、前条の規定による相談について準用する。

第4章 関係者の取扱い

(調査申立人等の保護)

第15条 部局の長は、第12条の規定による調査申立て又は第13条の規定による相談（以下「調査申立て等」という。）をしたことを理由とする当該調査申立人又は当該相談者（以下「調査申立人等」という。）の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 構成員は、調査申立て等をしたことを理由として、当該調査申立人等に対して、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、調査申立人等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）又は神戸大学名誉教授称号授与規程（平成16年4月1日制定。以下「名誉教授称号授与規程」という。）の規定に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 学長は、悪意に基づく調査申立て等であることが判明しない限り、単に調査申立て等をしたことを理由に当該調査申立人等に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（調査対象者の保護）

第16条 構成員は、相当な理由なしに、単に調査申立て等がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、調査対象者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等、教学規則又は名誉教授称号授与規程の規定に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 学長は、相応な理由なしに、単に調査申立て等がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく調査申立て等）

第17条 何人も、悪意に基づく調査申立て等を行ってはならない。この規則において、悪意に基づく調査申立て等とは、調査対象者による不正行為に該当する事実があると思料するに足りる合理的な理由がないことを知りながら行う調査申立て等をいう。

第5章 事案の調査

（予備調査）

第18条 調査申立窓口に対して第12条第1項の規定による調査申立てがあったときは、調査申立窓口は、予備調査を実施する。また、調査申立てが防止委員会にあったときは、調査申立窓口は、予備調査を実施させる。調査申立窓口は、予備調査において、調査申立人に対し、不正行為の事実があると思料する根拠の説明又は当該規定に違反する事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。

- 2 調査申立窓口は、前項の規定による説明又は証拠から、構成員につき不正行為の疑いがあると認めるときは、直ちに、防止委員会にその旨を報告しなければならない。不正行為の疑いがないと認めるときも、同様とする。
- 3 防止委員会は、前項の報告案件について、防止委員会の調査の適否を判断し、調査申立てを受け付けた日から起算して原則として30日以内にその結果を学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、調査を行うか否かを決定する。
- 5 学長は、前項の規定に基づき調査を行うことを決定した場合は、防止委員会に当該事案に関する調査を行わせるとともに、関係省庁並びに調査対象者が学外の機関から研究費の助成を受け、又は学外の機関に対し研究費の支給を申請しているときは当該配分機関（以下「関係配分機関」という。）に、調査を行う旨を報告するものとする。

6 学長は、第4項の規定に基づき、調査を行わないことを決定した場合は、その理由を付記し調査申立人に通知する。この場合において、予備調査を実施した調査申立窓口は、関係配分機関又は調査申立人の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

7 予備調査の公正を確保するため、調査対象者、調査申立人又はこれらの者と直接の利害関係を有する者は、予備調査に加わることができない。

(調査委員会の設置)

第19条 防止委員会は、前条第5項の規定による調査の指示があった場合は、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 防止委員会委員長又は防止委員会委員長が指名した防止委員会の委員1人

(2) 防止委員会委員長が防止委員会の議を経て指名した有識者1人

(3) 法律の専門的知識を有する学内者又は学外者1人

(4) その他防止委員会委員長が必要と認めた者若干人

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 調査委員会委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

5 調査委員会委員のうち、調査申立人又は調査対象者と直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

6 第10条の規定は、調査委員会に準用する。

(調査の通知)

第20条 防止委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属を調査申立人及び調査対象者に通知する。

2 前項の通知を受けた調査申立人及び調査対象者は、通知された日から起算して7日以内に、書面により、防止委員会に対して調査委員会委員について忌避することを申立てることができる。

3 防止委員会は、前項の忌避申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を調査申立人及び調査対象者に通知する。

(証拠の保全)

第21条 調査委員会は、他の方法により事実の適正な認定に必要な資料を入手することが困難であると認めるとき又は事実の適正な認定に必要な資料が隠滅されるおそれがあると認めるときは、証拠の保全のため、次の措置を命ずることができる。

(1) 調査対象者に対し、調査対象場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁ずること。

(2) 調査対象者が、利害関係人として調査委員会の指定した者と連絡をとることを禁ずること。

(3) 指定された調査対象場所から、調査対象者及び調査委員会の指定する者が、調査委員会の指定する物品を持ち出すことを禁ずること。

(4) 調査対象場所を、期間を定めて閉鎖すること。

2 調査委員会は、前項各号に掲げる命令を発するに当たり、調査対象者に弁明の機会を与えることを要しない。ただし、前項第4号の命令を発する場合にあっては、当該調査対象場所を管理する部局の長の同意を得るものとし、当該部局の長は、当該部局の業務の遂行に著しい支障を生ずる場合を除き、同意を拒むことができないものとする。

(調査の実施)

第22条 調査委員会は、調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、調査に当たり、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。弁明は、調査対象者の求めに応じて書面又は口頭により行うものとする。
- 3 調査対象者の弁明を聴取するに当たり、調査委員会は、調査申立てにおいて指摘された当該研究に係る論文、実験・観察記録ノート、実験データその他研究資料(以下「証拠資料」という。)の精査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第23条 調査対象者は、調査委員会に対する弁明において、自己の行為が不正行為に該当しないと主張するときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(構成員の調査への協力義務等)

第24条 調査対象者を除く構成員は、調査において、調査委員会から、証言又は証拠の提出等の協力を要請されたときは、当該協力の結果自らが民事上及び刑事上の責任を迫及され、又は就業規則等若しくは教学規則の規定による懲戒処分等を受けるおそれがある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 調査委員会が、その指定する調査対象場所に立ち入り、調査対象場所から適正な事実の認定に必要な機器、備品等を持ち出すとき又は調査対象者を除く構成員に証言又は証拠の提出等の協力を要請するときは、調査対象場所を管理し、又は協力を要請する構成員の配置されている又は所属する部局の長の指名する者を立ち合わせなければならない。
- 3 調査対象者を除く構成員は、防止委員会及び調査委員会の命令に違反し、又は防止委員会及び調査委員会による調査を妨害してはならない。

第6章 不正行為等の裁定

(裁定に要する期間)

第25条 調査委員会は、調査を開始した日から起算して原則として150日以内に調査した内容をまとめなければならない。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に裁定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び裁定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

(中間報告)

第26条 学長は、調査の終了前であっても、関係省庁及び関係配分機関の求めに応じて、調査の中間報告を提出するものとする。

(不正行為の認定)

第27条 調査委員会は、調査申立人から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定について、書面により裁定する。

- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の根拠として、不正行為であると認定することはできない。

- 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。証拠資料の不存在等、本来あるべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(裁定)

第28条 調査委員会は、調査対象者による不正行為があったと認定する場合には、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項の認定について、書面で裁定しなければならない。

- 2 調査委員会は、調査対象者による不正行為がなかったと認定する場合には、その旨について、書面で裁定しなければならない。この場合において、調査を通じて、調査申立てが悪意に基づくものであると認められるときは、併せて、その旨について、書面で裁定しなければならない。

- 3 調査委員会は、前項後段の裁定を行うに当たっては、調査申立人に弁明の機会を与えなければならない。

- 4 調査委員会は、第1項又は第2項に定める裁定を終えたときは、直ちに、防止委員会に報告しなければならない。

(学長等への報告)

第29条 防止委員会は、前条第4項の規定による同条第1項の裁定の報告があったときは、次に掲げる措置について学長に報告しなければならない。

- (1) 調査対象者に対して不正行為に該当したことを理由とする就業規則等又は教学規則の規定による懲戒処分、名誉教授称号授与規程の規定による称号の取消し、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)の規定による学位の取消し等の必要性の要否

- (2) 調査対象者に対して不正行為に該当する学術研究活動の停止を命ずる内容の業務命令を発することの要否

- (3) 調査対象者に関して不正行為に該当する事実があったことを関係省庁に報告することの要否

- (4) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果に関して、関係配分機関に対し不正行為があった旨を通知することの要否

- (5) 調査対象者が不正行為により作成した研究成果が、国内若しくは国外の媒体に公表されているとき又は公表されることが予定されているときは、公表に関連する機関に対し不正行為があった旨を通知することの要否

- (6) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果について、本学が職務上の発明として特許その他の知的財産権の付与の手続きを行っているときは、その取下げの要否

- (7) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果に関して、調査対象者が学内の研究費を受けているときは、支給の差止め及び返還を命ずることの要否

- (8) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果が、学内において、調査対象者が研究費の受給その他調査対象者への学術研究上の便宜供与を申請するための根拠とされているときは、申請を審査する部署に対し不正行為があった旨を通知することの要否

- (9) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果が、調査対象者の配置部局又は所属部局又は他部局における昇任又は採用に関する業績審査

の対象とされているときは、当該部局の長に対し不正行為があった旨を通知することの要否

- 2 防止委員会は、前条第4項の規定による同条第2項の裁定の報告があったときは、次に掲げる措置について学長に報告しなければならない。
 - (1) 調査対象者による学術研究活動の円滑な再開及び調査対象者の名誉の回復のために必要な措置
 - (2) 調査対象者に関して不正行為に該当する事実がなかったことを関係省庁及び関係配分機関に報告することの要否
 - (3) 当該裁定において、構成員である調査申立人による調査申立てが悪意に基づくものと認められているときは、関係省庁及び関係配分機関に対しその旨を通知すること並びに当該調査申立人の氏名の公表、これに対する就業規則等又は教学規則の規定による懲戒処分及び刑事告発の検討の要否
 - (4) 当該裁定において、構成員でない調査申立人による調査申立てが悪意に基づくものと認められているときは、その所属する機関、関係省庁及び関係配分機関に対しその旨を通知すること並びに当該調査申立人に対する刑事告発の検討の要否(学長による処置)

第30条 前条の報告において、特定の処置を採ることが必要とされているときは、学長は、速やかにその処置を行うものとする。

- 2 学長は、前項の処置を行ったときは、調査申立人及び調査対象者に対して、第28条の規定による裁定書の写しを添えて、当該処置の内容を通知しなければならない。同条第2項の裁定があったときは、調査対象者に対して、裁定の公表を求めることができることを、併せて通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定により通知を行う場合は、調査申立人及び調査対象者がそれぞれ配置されている又は所属する部局の長についても、同様に通知を行うものとする。
(異議申立て)

第31条 調査申立人及び調査対象者は、第28条の規定による裁定又は前条の処置に対し不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回を限度とする。

- 2 学長は、異議申立てに関する書面を受理したときは、防止委員会に再審議を指示するものとする。
- 3 前項の指示を受けた防止委員会は、調査委員会に再審議を行わせるものとする。ただし、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に係る場合は、学長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に再審議させることができる。学長は、調査委員会の交代を行った場合は、その旨を調査申立人及び調査対象者に通知するものとする。
- 4 学長は、調査対象者から不正行為の裁定に係る異議申立てがあったときは、当該調査申立人に通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に対して異議申立てがあったことを報告する。
- 5 学長は、悪意に基づく調査申立てと裁定された調査申立人から異議申立て(以下「悪意に基づく異議申立て」という。)があったときは、調査対象者に対して異議申立てがあったことを通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に対して異議申立てがあったことを報告する。

(再審議)

第32条 調査委員会又は前条第3項の規定により調査委員会に代わって再審議する者(以下「再調査委員会」という。)は、前条第1項の異議申立て(悪意に基づく異議申立てを除く。)について、再審議の結果、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合は、防止委員会に報告する。

2 再調査委員会は、前条第1項の異議申立てについて、再審議の結果、当該事案の再調査を行う旨を決定した場合には、防止委員会に報告する。

3 前2項の報告を受けた防止委員会は、速やかに審議の結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、異議申立ての却下又は再調査の決定を行い、調査申立人及び調査対象者に当該決定又は再調査について通知するとともに、関係省庁及び配分機関に報告する。

5 再調査委員会は、再調査を開始した日から起算して原則として50日以内(悪意に基づく異議申立てである場合は、再調査を開始した日から起算して原則として30日以内)に調査の結果を覆すか否かを決定し、防止委員会に報告する。

6 前項の報告を受けた防止委員会は、速やかに審議の結果を学長に報告するものとする。

7 学長は、前項の報告に基づき、速やかに、再調査に対する処置を決定し、再調査の結果を調査申立人、調査対象者、調査申立人及び調査対象者がそれぞれ配置されている又は所属する部局の長、調査対象者以外で不正行為に関与したと裁定された者に通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に報告するものとする。調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(守秘義務)

第33条 この規則に定める業務に携わるすべての構成員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成員でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、調査申立人等、調査対象者、調査申立て内容、調査内容及び調査経過について、次条の規定による公開に至るまで、調査申立人等、調査対象者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。

3 学長は、調査申立てに係る事案が外部に漏えいした場合は、調査申立人及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、当該事案について公に説明することができる。ただし、調査申立人又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、防止委員会委員長又はその他関係者は、調査申立人等、調査対象者、調査協力者又は関係者に通知するときは、調査申立人等、調査対象者、調査協力者又は関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

(裁定の公表)

第34条 学長は、不正行為があったと裁定した場合には、速やかに当該裁定の概要を、個人情報又は知的財産の保護等公表しないことに合理的な理由がある場合を除き、公表する。

2 前項における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名及び配置先又は所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属並びに調査の方法及び手順を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと裁定された論文等が、調査申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・配置先又は所属を公表しないことができる。

- 4 不正行為がなかったと裁定された場合には、原則として、裁定は公表しない。
ただし、調査対象者が公表を求めた場合、当該事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等の故意によるものでない誤りがあった場合は、裁定を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きにおける公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、調査対象者の氏名及び配置先又は所属、調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属並びに調査の方法及び手順を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく調査申立てが行われたと裁定した場合には、調査申立人の氏名及び配置先又は所属、悪意に基づく調査申立てと裁定した理由、調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属並びに調査の方法及び手順を公表する。

第7章 啓発等

(啓発及び再発防止のための活動)

第35条 統括管理責任者は、研究倫理教育責任者と協力して、構成員に対し、この規則の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 不正行為があったと裁定されたときは、防止委員会は、再発防止のための体制の整備を検討し、個人情報及び知的財産の保護に支障を生じない範囲において、部局と協力して、構成員に対し、違反行為の概要を周知させ、同種の事件の再発を防止するよう啓発しなければならない。

(関係諸機関との連携等)

第36条 防止委員会は、必要に応じて、同様の任務に従事する学外の機関との間で、学術研究行動規範の維持向上のため必要な連絡及び協議を行うことができる。

第8章 雑則

(退職者等への準用)

第37条 過去、本学に構成員として所属していた者について、第12条第1項に規定する調査申立てがあった場合は、その性質に反しない限りにおいて、この規則を準用する。この場合において、第2条中「構成員」とあるのは、「過去、構成員として所属していた者」と、第24条第2項、第30条第3項及び第32条第7項中「配置されている又は所属する部局の長」とあるのは、「本学において最後に配置されていた又は所属していた部局の長」と読み替えるものとする。

- 2 防止委員会は、過去、本学に構成員として所属していた者につき、その在職中に不正行為に該当した事実の有無について学外の機関から調査を求められた場合又は当該機関が実施する調査への協力を求められた場合において、必要と認めるときは、調査し、又は当該機関の調査に協力することができる。この場合において、第19条から第25条までの規定は、その性質に反しない限りにおいて、本項の定める調査又は調査への協力について準用する。

- 3 前項の規定に定める調査への協力を実施したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(事務)

第38条 防止委員会及び調査委員会の事務は、研究推進部研究推進課において行う。

(雑則)

第39条 この規則に定めるもののほか、不正行為の防止に関する事項並びに防止委員会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会において別に定め

る。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則(平成19年3月29日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在任する改正前の神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則第6条第1項第3号イ及びハの規定による委員(以下「旧委員」という。)は、それぞれ改正後の神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則第6条第1項第3号イ及びハの規定による委員とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成19年5月31日)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在任する改正前の第6条第1項第3号ニの規定による委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の第6条第1項第3号ニの規定による委員とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成21年3月31日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月20日)

この規則は、平成22年4月20日から施行し、改正後の神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月22日)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月27日)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年11月30日)

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在任する第9条第1項第3号、第5号及び第6号に規定する委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則(令和3年6月29日)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

神戸大学における研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

令和3年12月21日

学 長 決 定

神戸大学では、研究費を適切に管理し、有効に活用して円滑に研究を進めるため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、以下のとおり取組みをすることとしました。

今後とも、本学は研究費を効率的・効果的に活用して、さらなる学術研究の発展を目指すため研究費の適正な使用に向けた取組みを推進していきます。

1 機関内の責任体制の明確化

- (1) 大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）として、学長を充てます。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を配置します。
- (3) 部局における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）として部局の長を充てます。また、コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から副責任者を配置して、日常的に目が届き、実効的な管理監督が行い得る体制を構築できるようにします。
- (4) 研究費不正の根絶を実現するために、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、大学全体で不正防止に取り組み、構成員の意識の向上と浸透を図ります。
- (5) 監事は、大学の業務運営等を監査し、学長に直接意見を述べ、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認します。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) ルールの明確化・統一化
 - ・研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、研究者及び研究支援者に周知を図ります。
 - ・研究費の適正な運用のために、学内規則等の体系化を行います。
- (2) 構成員の意識向上（コンプライアンス教育・啓発活動の実施）
 - ・本学の役員及び職員（非常勤である者を含む。）その他本学の研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下「構成員」という。）の意識向上のため、研究費の適正使用のための取組指針を策定します。
 - ・構成員を対象として、コンプライアンス教育（不正使用防止対策、ルール等）を実施します。
 - ・構成員に対して、関係ルールを遵守し不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求めます。
 - ・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた啓発活動を実施します。
- (3) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備
 - ・研究費の不正使用に係る調査の手続き等について、明確化かつ透明化を図るため、規則等を整

備します。

- ・懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確にするため、規則等を整備します。

(4) 研究費の不正使用等に係る通報窓口の設置

- ・研究費の不正使用等に関する本学内外からの通報に対して適切に対応できるように通報窓口を設置します。

3 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施を図るため、不正使用防止計画推進部署を置きます。

(2) 不正使用防止計画推進部署は、不正を発生する要因について、大学全体の状況を把握し、体系的に整理して、これを防止するための不正使用防止計画を策定します。

(3) コンプライアンス推進責任者は、不正使用防止計画に基づき当該部局において必要な対策を実施します。また、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告します。

(4) 不正使用防止計画推進部署は、監事及び内部監査部門と連携し、内部監査結果を不正使用防止計画へ反映させることとします。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 物品等の購入依頼又は発注をするときは、発注段階でその支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにします。

(2) 発注・検収業務は、原則事務部門が実施することとし、発注者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築、運用します。

(3) 研究者による発注を認める範囲等を明らかにして、研究者に周知徹底します。

(4) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、事務部門が採用時に面談や勤務条件の説明及び定期的に出勤簿・勤務内容の確認等を行います。

(5) コンプライアンス推進責任者は、当該部局の研究費の管理・執行状況について 検証し、必要に応じ改善策を講じます。

(6) 不正な取引に関与した業者への取引停止等に係る取扱及び措置基準を定めて周知徹底するとともに、本学と取引を行おうとする業者に対して誓約書の提出を求めます。

(7) 旅費の支払いに当たっては、コーポレートカードの活用や旅行者への業務委託等により、研究者が支払いに関与する必要のない仕組みを導入します。

5 情報発信・共有化の推進

(1) 研究費の不正への取組みに関する基本方針、取組指針等を公表し、公正かつ透明性の高い 運用を図ります。

(2) 研究費の不正使用を事前に防止するために、研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談を受け付ける窓口を設置します。

(3) 研究費の不正使用防止に関係する諸規則を学内外の利用者の視点に立って、わかりやすく 体系化・集約化してホームページに掲載し、積極的な情報発信を行います。

6 モニタリングのあり方

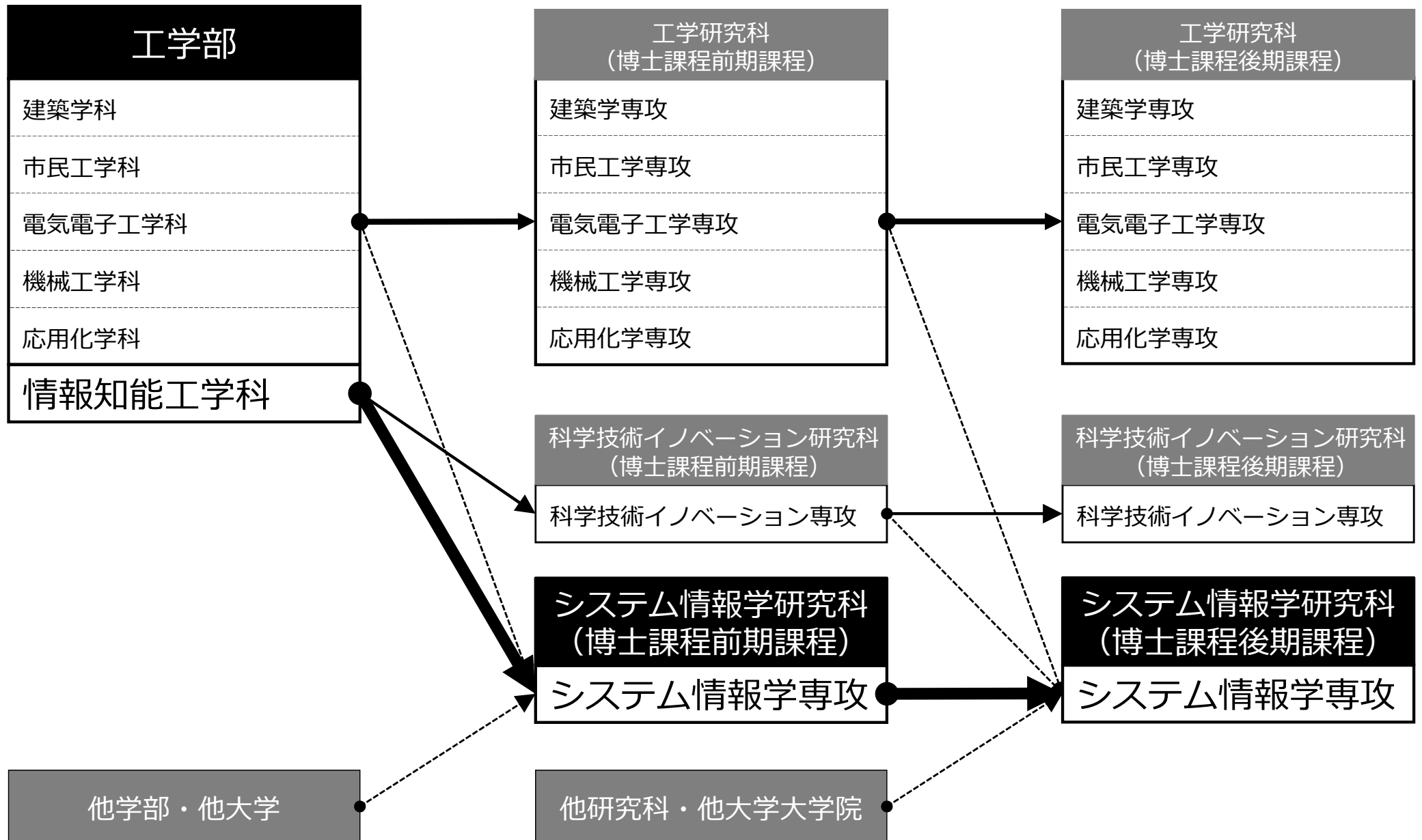
- (1) 研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施します。
- (2) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図ります。(3) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、大学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行います。
- (4) 内部監査部門と不正使用防止計画推進部署とは連携し、内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底します。

神戸大学（以下「本学」という。）における学術研究は国費である運営費交付金や外部資金等によって支えられていることから、研究費の不正使用は国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となる。

このことを踏まえ、本学の研究費の適正な運営・管理を目的として、本学の役員及び職員（非常勤である者を含む。）その他本学の研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下「構成員」という。）が取り組むべき指針を定めるものである。

- 1 構成員は、研究費はすべて大学において組織として管理するものであることを十分認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、研究費の使用にあたり、関係法令・通知、助成条件、本学の規則等、事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、不正使用防止対策の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受講するとともに関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めなければならない。
- 4 構成員は、研究を円滑に進めるため研究計画に沿って研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 5 構成員は、研究費の不正使用が本学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を与えることを自覚し、行動しなければならない。
- 6 構成員は、規則等を遵守し、不正使用を行わないことを誓約する書面(誓約書)を提出しなければならない。
- 7 構成員は、研究費の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。
- 8 構成員は、コンプライアンス教育で知識を習得する等、常に意識の向上と維持に努め、不正を起こさせない組織風土の形成に努めなければならない。

基礎となる学部との関係



○国立大学法人神戸大学職員就業規則

(平成16年4月1日制定)

改正	平成16年11月18日	平成18年1月24日
	平成18年3月28日	平成19年3月20日
	平成20年3月18日	平成21年3月31日
	平成22年3月23日	平成25年3月27日
	平成25年11月26日	平成26年3月26日
	平成26年11月28日	平成27年3月23日
	平成28年3月22日	平成28年9月21日
	平成29年3月21日	平成29年9月26日
	平成29年9月29日	平成31年3月29日
	令和元年11月26日	令和2年3月24日
	令和3年3月30日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)の教育研究機関としての特性及び社会的役割をふまえて、大学に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、大学に勤務する職員に適用する。ただし、準正規職員、非常勤職員、船員法(昭和22年法律第100号)に規定する船員、第67条の規定により再雇用する職員、クロスアポイントメント制の適用を受ける職員並びに特命職員及び特定有期雇用医療職員を除く。

2 前項ただし書に該当する職員の就業等に関する事項については、別に定める。

(規則の遵守)

第3条 大学及び職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用手続等について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員採用、降任、解雇等に関する規程(以下「採用等規程」という。)の定めるところによる。

(提出書類)

第5条 職員に採用された者は、採用等規程に定める書類を速やかに提出しなければならない。

2 提出した書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員の採用に際し、次に掲げる労働条件を明示する。

(1) 労働契約の契約期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項

(4) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項

- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 期末・勤勉手当に関する事項
- (8) 安全・衛生に関する事項
- (9) 研修に関する事項
- (10) 災害補償に関する事項
- (11) 賞罰に関する事項
- (12) 休職に関する事項

2 前項第1号から第5号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した文書を交付するものとする。

(赴任)

第7条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。

(試用期間)

第8条 職員として採用された者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、附属小学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭については、その期間を1年間とする。

- 2 大学が必要と認めた場合は、試用期間を6月以内の期間で延長することがある。
- 3 試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた者は、解雇する。
- 4 第68条から第70条までの規定は、前項の規定に基づいて解雇する場合に、これを適用する。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(試用期間を設けない特例)

第9条 大学は、特に適格性の判断を必要としないと認められる職員については、試用期間を設けない。

2 前項の規定に基づき試用期間を設けない職員の範囲については、採用等規程の定めるところによる。

第3章 服務

(一般原則)

第10条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第11条 職員は、勤務中、その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第12条 職員は、上司の業務上の命令、指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第13条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 許可なく、前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。
- (4) その職務や地位を私的目的のために用いないこと。
- (5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

- (7) 大学の設備、物品等を私的に利用しないこと。
- (8) 許可なく、学内で業務外の放送、宣伝、集会並びに文書図画の配布、回覧及び掲示をしないこと。
- (9) 許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品等の売買を行わないこと。
- (10) その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

第14条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは、あらかじめその旨を届出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。

(公民権行使の保障)

第14条の2 大学は、職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは、これを保障する。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

(1) 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。

(3) 公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出の日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。

2 前項第3号の規定により、勤務を行わない期間については、給与を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、公民権行使の保障については別に定めるところによる。

(入構禁止又は退去)

第15条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、学内への入構を禁止し、又は学外への退去を命じることがある。

(1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合

(2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合

(3) 公衆衛生上有害と認められる場合

(4) その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入構を禁止したとき、又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは、そのとき以降は欠勤とし、給与を減額する。

(自宅待機)

第16条 大学は、職員を就業させることが不相当と認める場合においては、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

(職員の倫理)

第17条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員倫理規程の定めるところによる。

(ハラスメントの禁止)

第18条 職員は、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境を悪

化させてはならない。

2 ハラスメントの防止及び禁止に関する事項は、国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(兼業の制限)

第19条 職員は、大学の許可を受けなければ、兼業を行ってはならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員兼業規程の定めるところによる。

(損害賠償)

第20条 大学は、職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(知的財産の取扱い)

第21条 知的財産について必要な事項は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

第4章 労働時間、休日、休暇等

(所定労働時間)

第22条 1日の所定労働時間は8時間とし、休憩時間は45分間とする。

(始業及び終業の時刻等)

第23条 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

2 業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う職員から申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

3 休憩時間は、これを一斉に付与する。ただし、業務の性質上、一斉付与が適当でない部署においては、労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。

(交替制)

第24条 大学は、業務上の必要がある場合には、交替制の勤務をとることがある。この場合の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は国立大学法人神戸大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)の定めるところによる。

(休日)

第25条 休日は次のとおりとする。ただし、第28条第2項の規定による育児短時間勤務をする職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)
- (5) その他大学が指定する日

2 業務の都合により大学が必要と認めた場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

3 労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は、第1項第1号の休日とする。ただし、前条並びに労働時間等規程第4条、第5条及び第6条の規定の適用を受ける職員の法定休日は、別に定める。

(休暇の種類)

第26条 休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間、休日、休暇等)

第27条 前5条に定めるもののほか、労働時間、休日、休暇等については必要な事項は労働時間等規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第28条 満3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、その申し出により、育児休業を取得することができる。

2 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、その職を占めたまま職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。

3 前項のほか、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。

4 育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。

(介護休業等)

第29条 家族に介護を必要とする者がいる職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。

2 介護休業等の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第29条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として、自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業を取得することができる。

2 自己啓発等休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第29条の3 職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業を取得することができる。

2 配偶者同行休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の配偶者同行休業に関する規程の定めるところによる。

第5章 給与

(給与)

第30条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程及び国立大学法人神戸大学政策研究職員年俸制給与規程の定めるところによる。

2 大学教員(教授、准教授、専任講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教をいう。以下同じ。)については、国立大学法人神戸大学年俸

制適用教員(退職手当支給型)給与規程を適用する。ただし、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)により派遣される者については適用しない。

第6章 昇任, 降任及び評価

第1節 昇任及び降任

(昇任)

第31条 職員の昇任は, 選考による。

2 昇任について必要な事項は, 採用等規程の定めるところによる。

(降任)

第32条 大学は, 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には, 降任させることがある。

(1) 勤務成績が不良なとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり, 又はこれに堪えないとき

(3) 職員として必要な適格性を欠くとき

(4) 職員が降任を申し出たとき

2 大学教員を降任させる場合は, 学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3 前項の通知を受けた教員は, 降任がその意に反する場合は, 教育研究評議会(以下「評議会」という。)に審査を求めることができる。

4 大学教員以外の職員は, 降任の決定がその意に反する場合は, 学長に不服申し立てを行うことができる。

5 降任についてその他の必要な事項は, 採用等規程の定めるところによる。

第2節 評価

(勤務評定)

第33条 大学は, 職員の勤務成績について, 評定を実施する。

2 大学教員の勤務評定について必要な事項は, 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程の定めるところによる。

3 事務系職員(事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。))をいう。)の勤務評定について必要な事項は, 国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程の定めるところによる。

第7章 人事

第1節 異動

(配置換・出向)

第34条 大学は, 業務上の都合により配置換又は出向(以下この条において「異動」という。)を命じることがある。

2 異動を命じられた職員は, 正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 大学教員を異動させる場合は, 学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

4 前項の通知を受けた教員は, 異動がその意に反する場合は, 評議会に審査を求めることができる。

5 異動を命じられた職員は, 保管中の備品, 書類その他すべての物品を返還するとともに, 後任者に対する業務の引継ぎを完了し, 所属長にその旨を報告しなければならない。

6 異動を命じられた場合は, 第7条の規定を準用する。

7 出向中は休職とする。

8 出向についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員出向規程の定めるところによる。

(転籍)

第35条 大学は、業務上の都合により、職員の同意を得た上で、転籍を命じることがある。

(兼務)

第36条 大学は、業務上の都合により、兼務を命じることがある。

2 兼務について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 出張

(出張)

第37条 大学は、業務上必要があると認められる場合には、出張を命じる。

2 職員は、出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

第3節 研修

(研修)

第38条 大学は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に研修を命じることができる。

2 研修について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員研修規程の定めるところによる。

第4節 休職及び復職

(休職)

第39条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にする。

(1) 私傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超え、なお療養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合

(3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 第34条第7項の場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第40条 前条第1項第1号及び第3号の事由による休職の期間は、大学が必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から3年を超えない範囲でこれを延長することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

第41条 大学は、休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては、復職を命じる。ただし、第39条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。

2 前項の復職においては、原則として原職に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職に関し必要な事項)

第42条 前3条に定めるもののほか、休職についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員休職規程の定めるところによる。

第8章 安全、衛生及び災害補償

第1節 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

第43条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。

2 職員は、大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生教育)

第44条 職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知った場合においては、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第46条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(2) 許可なく、安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり、関連施設に立ち入らないこと。

(3) 安全及び衛生について、上司の命令、指示を守り、これを実行すること。

(健康診断)

第47条 大学は、毎年定期的に、職員の健康診断を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、必要に応じて、全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。

3 職員は、前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

4 大学は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては、職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

5 職員は、正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第48条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その就業を禁止する。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者

(3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 大学は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かななければならない。

(安全及び衛生に関し必要な事項)

第49条 この節に定めるもののほか、職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

第2節 災害補償

(業務上の災害)

第50条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う補償については別に定めるところによる。

(通勤途上の災害)

第51条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法に定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う給付については別に定めるところによる。

第9章 女性

(妊産婦である職員の就業制限等)

第52条 大学は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

(妊産婦である職員の健康診査)

第53条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第54条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認することができる。

3 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置)

第55条 大学は、生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合においては、その者を生理日に勤務させないものとする。

第10章 福利厚生

(宿舍の利用)

第56条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人神戸大学宿舍管理規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

第11章 賞罰

(表彰)

第57条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認めるときは、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員表彰規程の定めるところによる。

(懲戒)

第58条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行う。

- (1) 業務上の命令、指示に従わない場合
 - (2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
 - (3) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があった場合
 - (4) 許可なく兼業を行った場合
 - (5) 大学の名誉又は信用を傷つけた場合
 - (6) 素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合
 - (7) 経歴を詐称した場合
 - (8) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合
 - (9) ハラスメントと認められる行為があった場合
 - (10) その他この規則に違反した場合、又は前各号に準じる不都合な行為があった場合
- 2 大学教員の懲戒処分については、評議会の審査を経て行うものとする。ただし、学域長、基盤域長又は部局長（以下「部局長等」という。）を兼務する者が、部局長等の職務に関連して懲戒処分を受ける場合には、この限りでない。
- 3 大学教員以外の職員の懲戒処分については、国立大学法人神戸大学職員懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第8条に規定する神戸大学職員懲戒委員会の審査を経て行うものとする。

（懲戒処分の種類等）

第59条 職員の懲戒処分は、その程度に応じ、以下の区分に従って行う。

- (1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。ただし、減給は、1回の額が平均給与の1日分の半額を超え、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。
 - (3) 停職 6月以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合、第73条に規定する退職手当は支給しない。
- 2 懲戒処分を行う場合においては、処分を行うまでの間、職員の出勤を停止し、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。
- 3 第69条の規定は、第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において、これを準用する。

（処分理由の告知）

第60条 懲戒処分を行う場合においては、事前に職員に処分理由を記載した文書を交付する。

（弁明の請求）

第61条 職員は、前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。

（懲戒に関し必要な事項）

第62条 前4条に定めるもののほか、懲戒の手續等について必要な事項は、懲戒規程の定めるところによる。

（訓告等）

第63条 大学は、第59条に規定する懲戒処分を行わない場合においても、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要と認められる場合においては、職員に対し、訓告又は厳重注意を行うことがある。

(損害賠償と懲戒処分等)

第64条 職員は、第59条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても、第20条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第12章 退職、解雇及び退職手当

第1節 退職及び解雇

(退職)

第65条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とする。

- (1) 定年に達したとき
 - (2) 退職を願い出て、大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき
 - (3) 大学が退職を勧奨し、承諾したとき。
 - (4) 削除
 - (5) 職員が、国立大学法人神戸大学職員の早期退職募集に関する規程の定めるところにより、大学の認定を受け、退職すべき期日に至ったとき。
 - (6) 労働契約の契約期間が満了したとき
 - (7) 第39条第1項第1号の規定による休職が3年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (8) 第39条第1項第2号の規定による休職が2年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (9) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員、その他の公職に就任するとき
 - (10) 死亡したとき
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の規定により退職する場合において、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。
- (定年)

第66条 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学教員 満65歳
 - (2) 前号以外の職員 満60歳
- 2 定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (再雇用)

第67条 大学は、前条の規定により定年退職となる者が希望し、解雇の事由に該当しない者であって、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に基づきな効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に基づく労使協定の定めるところによる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者については、65歳まで再雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで再雇用する。

- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

経過期間	年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで	63歳

(解雇)

第68条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良なとき
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 職員として必要な適格性を欠くとき
 - (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由により、職員の雇用を継続することが困難となったとき
 - (5) その他前各号に準じる重大な事由があるとき
- 2 大学教員を解雇する場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。
- 3 前項の通知を受けた教員は、解雇がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。
- 4 大学教員以外の職員は、解雇の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。
- 5 解雇についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(解雇の制限)

第69条 大学は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の職員が、労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第70条 大学は、第68条の規定により職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合には30日分の、労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、この限りでない。

- 2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合には、その日数を短縮することができる。
- 3 第1項の規定は、試用期間中の職員を14日以内に解雇する場合には、適用しない。

(退職時及び退職後の責務)

第71条 退職した者又は解雇された者は、後任者に対し速やかに業務の引継を行い、その旨を所属長に報告しなければならない。

- 2 退職した者又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。
- 3 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第72条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

2 大学は、職員が第70条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。ただし、職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第2節 退職手当

(退職手当)

第73条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員退職手当規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第33条第2項及び第3項に規定する者以外の職員の勤務評定については、なお従前の例による。
- 3 洗濯員及び給食員の定年は、第66条第1項第2号の規定にかかわらず、満63歳とする。
- 4 この規則施行の際現に休職中である者は、この規則の規定により休職しているものとみなす。ただし、国家公務員法第79条第2号の規定により休職中である者の休職期間については、第40条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年11月18日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

この規則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第66条第1項第1号の規定にかかわらず、生年月日が次の表の左欄に掲げる期間に含まれる大学教員の定年は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

生年月日が含まれる期間	定年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの期間	満64歳

- 3 生年月日が前項の表の左欄に掲げる期間より前である大学教員の定年は、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日)

この規則は平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第29条第1項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年9月26日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月26日)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在職する大学教員(学長が定める者を除く。)及び令和2年3月31日までに公募等により国立大学法人神戸大学職員給与規程の適用が承認された者については、改正後の第30条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

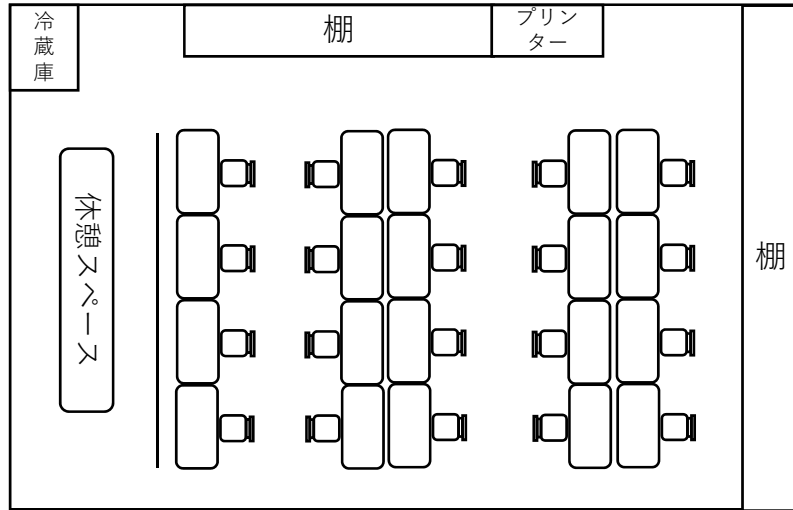
2023年度システム情報学専攻 授業時間割表(博士課程前期課程用)

時間	1 (8:50~10:20)			2 (10:40~12:10)			3 (13:20~14:50)			4 (15:10~16:40)			5 (17:00~18:30)			
曜日	曜日	授業科目	教員	教室	授業科目	教員	教室	授業科目	教員	教室	授業科目	教員	教室	授業科目	教員	教室
月	前期				システム情報学概論1 (基盤科目、2単位、必修)	全教員	C1-301	システム計画特論1 (専門科目、2単位、選択)	貝原	LR203	システム計測特論1 (専門科目、2単位、選択)	的場	LR203			
	後期							応用論理学特論1 (専門科目、2単位、選択)	酒井	LR204	ソフトウェア特論1 (専門科目、2単位、選択)	宋	LR204			
火	前期	システム数理特論2 (専門科目、2単位、選択)	増淵	LR303	システム制御特論1 (専門科目、2単位、選択)	羅	LR303	計算宇宙科学特論1 (専門科目、2単位、選択)	臼井	LR303	システム数理特論4 (専門科目、2単位、選択)	若生	LR303			
	後期	創発計算特論1 (専門科目、2単位、選択)	玉置	LR304	知的データ処理特論1 (専門科目、2単位、選択)	大川	LR304	メディア情報特論1 (専門科目、2単位、選択)	滝口	LR304						
水	前期	システム数理特論1 (専門科目、2単位、選択)	佐野	LR403	システム制御特論2 (専門科目、2単位、選択)	全	LR403	計算宇宙科学特論2 (専門科目、2単位、選択)	三宅	LR403	システム数理特論3 (専門科目、2単位、選択)	國谷	LR403			
	後期	創発計算特論2 (専門科目、2単位、選択)	浦久保	LR404	知的データ処理特論2 (専門科目、2単位、選択)	大川	LR404	メディア情報特論2 (専門科目、2単位、選択)	高島	LR404						
木	前期	システム構造特論1 (専門科目、2単位、選択)	小林	LR403	システム情報学概論2 (基盤科目、2単位、必修)	全教員	LR201	計算基盤特論1 (専門科目、2単位、選択)	横川	LR203	情報セキュリティ運用論特論1 (専門科目、2単位、選択)	鳩野	C2-301			
	後期	システム構造特論2 (専門科目、2単位、選択)	中本	LR403				計算基盤特論2 (専門科目、2単位、選択)	谷口	LR403	情報セキュリティ運用論特論2 (専門科目、2単位、選択)	伴	LR403			
金	前期	情報通信特論1 (専門科目、2単位、選択)	太田	LR303	システム知能特論1 (専門科目、2単位、選択)	熊本	LR303	情報数学特論1 (専門科目、2単位、選択)	桔梗	LR404	数理論理学特論1 (専門科目、2単位、選択)	倉橋	LR404	大規模シミュレーション総論 (展開科目、2単位、選択)	富田 今村 横田 大浪 中村 曾田 佐藤(健) 西澤 辻	LR204
	後期	情報通信特論2 (専門科目、2単位、選択)	太田	LR403	システム知能特論2 (専門科目、2単位、選択)	股	LR403	情報数学特論2 (専門科目、2単位、選択)	澤	LR403	数理論理学特論2 (専門科目、2単位、選択)	ブレンドレ	LR403			
土	前期				シミュレーション技法特論1 (専門科目、2単位、選択)	陰山	C2-301	計算分子工学特論1 (専門科目、2単位、選択)	天能	C2-301	計算生物学特論1 (専門科目、2単位、選択)	田中	C2-301			
	後期				シミュレーション技法特論2 (専門科目、2単位、選択)	坂本	LR404	計算分子工学特論2 (専門科目、2単位、選択)	土持	LR404	計算生物学特論2 (専門科目、2単位、選択)	森	LR404			
日	前期															
	後期															

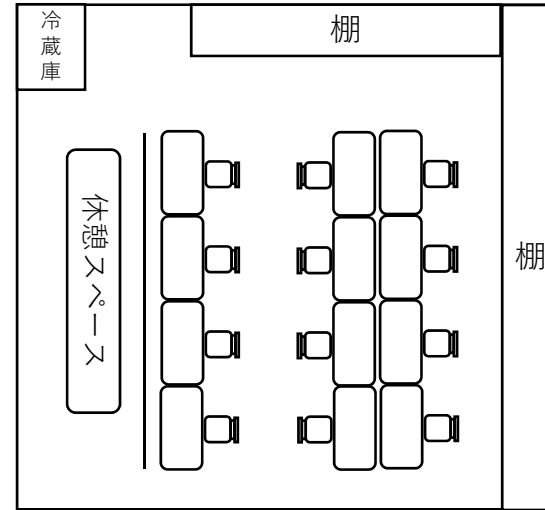
展開科目(集中講義・その他、2単位、選択)		登録済科目 ※下記記科目は、教務情報システムでは、「集中講義・その他」欄に登録されます。	
授業科目	教員	授業科目	教員
応用システム認識論(1前)	奥田	特定研究1(1通)	各教員
応用システム計画論(1前)	吉河、佐藤(智)	特定研究2(2通)	各教員
超並列処理特論(1前)	朴	システム情報学講究(1通)	全教員
知能統合特論(1後)	上田、河原	システム情報学実践(2通)	全教員
ソーシャルロボティクス特論(1後)	塩見、石井、港		
地球シミュレーション(1後)	坪井、吉市、桑谷		

システム情報学研究棟 3階の見取図

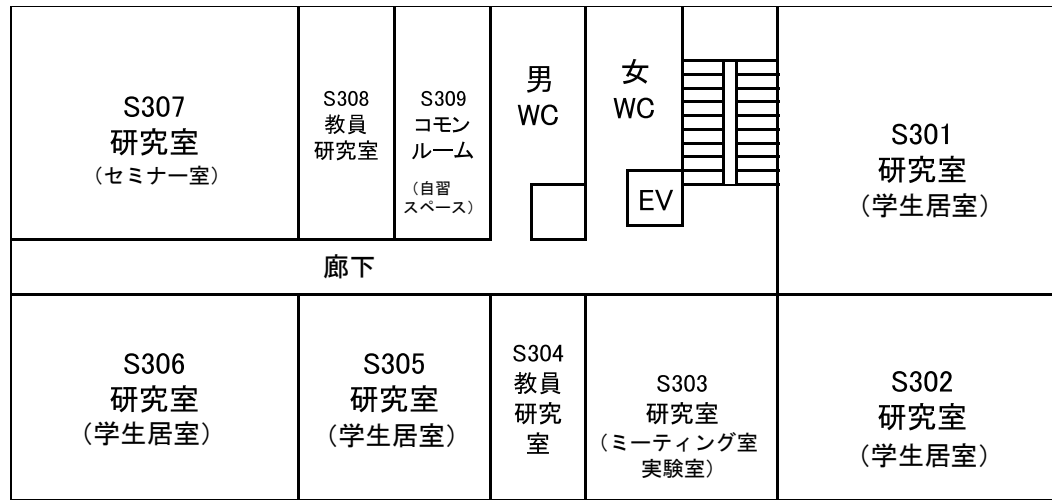
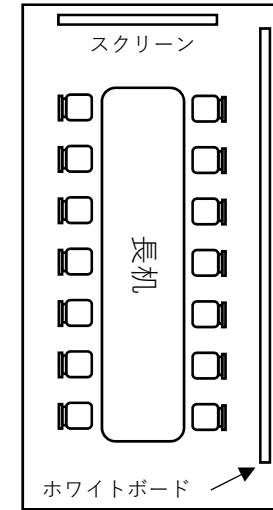
S302, S306



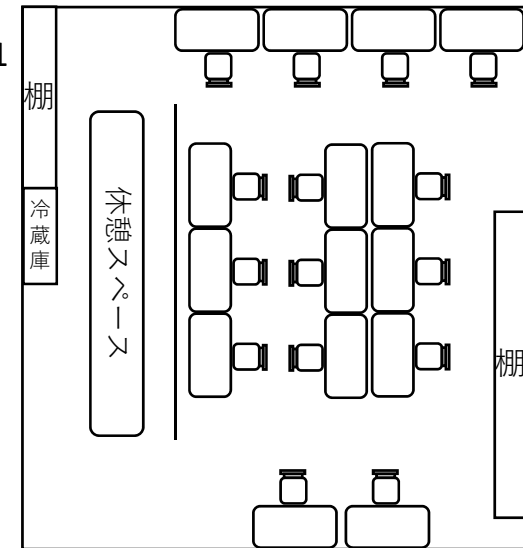
S305



S309

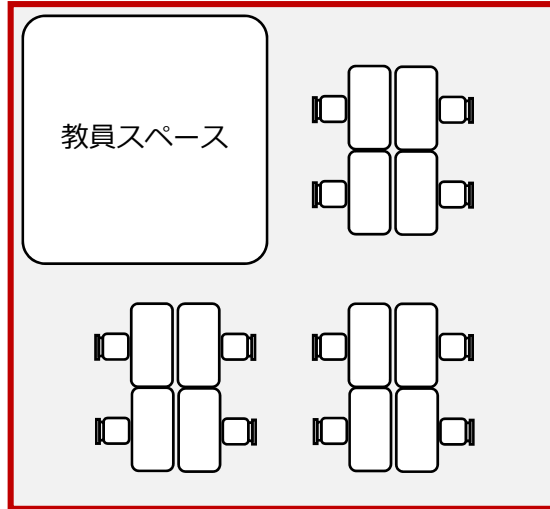


S301

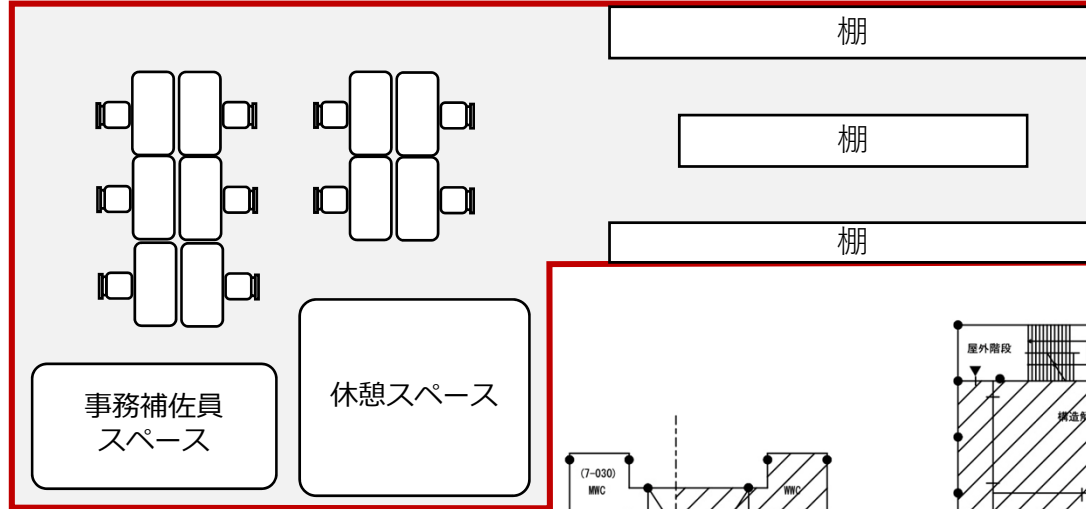


自然科学総合研究棟3号館7階の見取図（赤枠：研究科、青枠：共用）

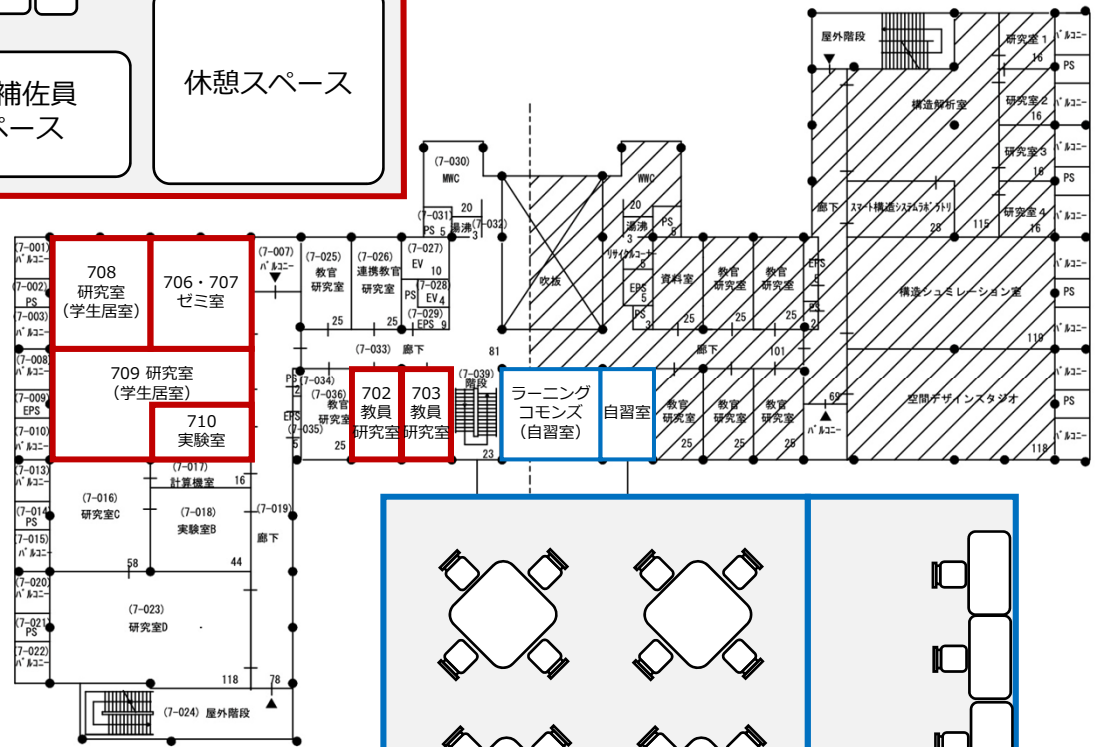
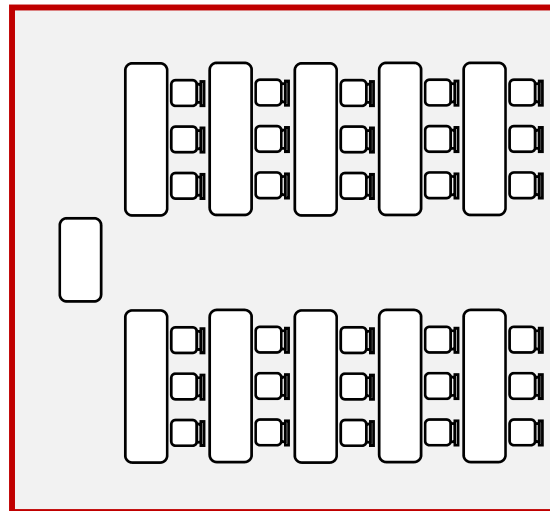
708研究室（学生居室）



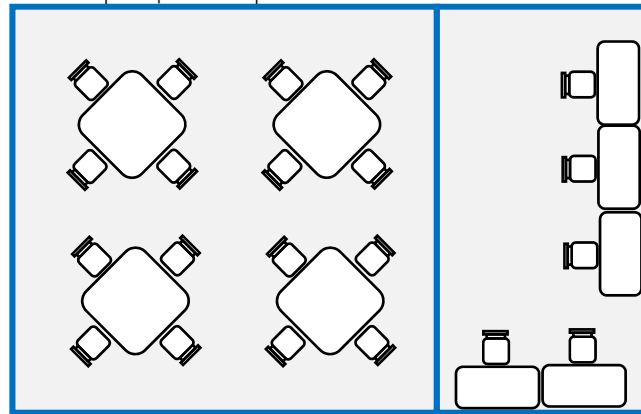
709研究室（学生居室）



706・707ゼミ室



ラーニング commons
自習室



自然科学総合研究棟4号館7階の見取図

